

「なごや人権施策推進プラン」

～人間性豊かなまち・名古屋をめざして～

平成14（2002）年3月

名 古 屋 市

人間性豊かなまち・名古屋をめざして

人権が尊重された社会の実現は、大変重要なことです。基本的人権の尊重は、日本国憲法の基本理念であり、名古屋市においても、昭和52（1977）年に策定した名古屋市基本構想において「人間性の尊重」をまちづくりの基本理念に掲げ、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

しかしながら「人権の世紀」といわれる21世紀になった今も、人権についてはいまだ多くの議論がなされ、時代とともに新たな課題も生じています。

平成12（2000）年に策定した名古屋新世紀計画2010では、あらゆる差別の解消に向けたまちづくりをすすめることを基本理念に掲げ、部門別計画に「人権と市民サービス」を設けるなど、人権施策の推進を市政の重要な柱として位置づけた上で、このたび「なごや人権施策推進プラン」を策定いたしました。このプランは、名古屋新世紀計画2010を人権という視点から補完するものですが、本市がめざす人権施策の基本理念と人権に関する重要課題の基本的方向や具体的な取り組みを明らかにしており、人権施策を総合的・計画的に推進していくための指針となるものです。

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚にすぐれた人間性豊かなまち・名古屋の実現は、すべての市民の願いだと思います。

今後は、このプランをもとに人権尊重を基本としたまちづくりをすすめる、人間性豊かなまち・名古屋の実現をめざして、市民の皆様とともに、たゆむことなく努力を続けてまいりたいと考えております。

平成14年3月

名古屋市長 松原 武久

目 次

第1章 背景と現状	1
1 世界の動き	1
2 国内の動き	2
3 本市の取り組み	3
4 さまざまな人権に関する問題	6
第2章 基本理念	20
1 プランのめざすもの	20
2 基本理念	22
3 基本的な視点	24
第3章 人権施策の推進にあたって	26
1 市の基本姿勢	26
2 推進体制	26
3 期間	27
4 進行管理	28
第4章 共通施策の推進	29
1 人権に関する教育・啓発	29
2 人権尊重のまちづくり	32
3 人権に関する相談・支援	37
第5章 分野別施策の推進	42
1 女性	42
2 子ども	46
3 高齢者	50
4 障害者	54
5 同和問題	59
6 外国人	62
7 患者その他・新たな人権に関する問題	64

第1章 背景と現状

1 世界の動き

20世紀は、科学技術が急速に発達し、人びとの生活に快適さと豊かさをもたらした反面、二度の世界大戦は、かつてないほどの規模で人びとの生活を破壊し、尊い生命を奪いました。その反省と平和への願いから、昭和23（1948）年の第3回国際連合総会では、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」（前文）とする「世界人権宣言」が採択されました。この宣言では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」（第1条）として今日の基本的人権の考え方が示されるとともに、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準を明らかにしています。国際連合は、この宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、すべての加盟国に対して、人権思想の啓発のための行事を実施するよう要請しています。

世界人権宣言以降、国際連合を中心に、全人類の人権の実現をめざして、さまざまな努力が続けられ、人権の尊重が国際社会において大きな潮流となり、数多くの宣言や条約が採択されています。国際連合は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」（昭和40（1965）年）、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」（昭和41（1966）年）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」（昭和41（1966）年）（社会権規約、自由権規約をあわせて、以下「国際人権規約」という。）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」（昭和54（1979）年）、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」（平成元（1989）年）などを採択するとともに、「国際婦人年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」などの国際年を設定し、人権が尊重される社会の実現に向けた行動を各国にはたらきかけてきました。

しかしながら、いまだに世界各地では地域紛争や内戦による飢餓、難民、そしてテロ行為など人権を脅かす問題が跡を絶ちません。こうした中、平成6（1994）年の第49回国際連合総会において、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、人権尊重の意識を高めるための具体的な目標を定めた「人権教育のための国連10年行動計画」が採択されました。

2 国内の動き

わが国においては、国民主権、恒久平和、基本的人権の尊重を理念とした日本国憲法が昭和22（1947）年に施行され、基本的人権については、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」（第11条）と示されました。また、「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」（第13条）、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」（第14条）とされ、すべての人びとの人権を保障しています。

また、わが国は、国際連合において採択された国際人権規約をはじめ、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約など、人権に関するさまざまな条約を締結し、国際社会の一員として、あらゆる差別の解消に向けて重要な役割を果たしてきました。

そして、平成6（1994）年の国際連合における「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、平成7（1995）年に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、平成9（1997）年には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（以下「国内行動計画」という。）が策定されました。国内行動計画では、地方公共団体が「この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する」としており、政府とともに地方公共団体の果たす役割も大きいとしています。

この間、平成9（1997）年には「人権擁護施策推進法」が施行され、この法律により設置された人権擁護推進審議会からは、平成11（1999）年に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」が答申されました。その後、平成12（2000）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、その基本理念は、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない」と示され、地方公共団体は、国との連携をはかりつつ、人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有するとされました。

また、この法律では国の基本計画の策定を定めており、平成13（2001）年に示された中間取りまとめでは、人権尊重の理念として「人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」、そして「人権が共存し得る社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる」という考え方が示されました。

また、人権擁護推進審議会からは、平成13（2001）年に「人権救済制度の在り方について」と題する答申が提出されました。「人権侵害をできる限り司法的に救済できるような司法制度改革が進められるとともに、被害者の視点から簡易・迅速・柔軟な救済を行うのに適した、行政による人権救済制度を整備すること」の必要性が示され、人権教育・啓発と並んで、人権救済への取り組みが今後の重要な課題として示されています。

人権に関わる最近の法整備の動きとしては、男女共同参画社会の形成の推進を目的とした「男女共同参画社会基本法」（平成11（1999）年）、児童虐待の防止などに関する施策を促進することを目的とした「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12（2000）年）、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護をはかることを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13（2001）年）などが制定されています。

3 本市の取り組み

本市では、昭和52（1977）年に「名古屋市基本構想」を策定し、まちづくりの基本理念として「わたしたちは、人間としての真の幸せを願い、憲法の精神にもとづき、ひとりひとりの基本的人権がまもられ、健康で文化的な生活のいとなめる個性豊かなまち、名古屋の建設をめざす」とした上で、「人間性の尊重」を掲げています。その内容は、「わたしたちは、個人の尊厳と男女平等の原則にもとづき、ひとりひとりの市民が自信と希望にあふれ、その能力を十分に発揮し、真に生きがいのある生活のいとなめる人間性豊かなまちづくりをめざす」というもので、人権尊重をまちづくりの理念として明らかにしています。

その前には、昭和50（1975）年に「名古屋市同和対策事業の基本方針と基本計画」、そして昭和51年（1976）年には「名古屋市同和教育基本方針」の策定があり、同和問題の解決を市政の重要

な課題と位置づけて、積極的な取り組みを始めています。

平成3（1991）年には、高齢者や障害者をはじめ市民の誰もが生活しやすく活動しやすい快適な都市環境を創出し、「人にやさしいまち名古屋」を実現していくため、「福祉都市環境整備指針」を策定しました。この指針では、「人間性が尊重された生き生きとしたまち」、「人にやさしい快適環境のまち」、「共に生き、共に築く魅力的なまち」の3つを基本理念に掲げ、福祉都市環境整備の基本的な考え方を明らかにするとともに、今後のまちづくりにあたっての方向性を示しました。

平成8（1996）年には、「あらゆる差別の撤廃宣言をするとともに、市民への人権教育をさらに充実すること」を求める請願「あらゆる差別の撤廃に関する件」が名古屋市会総務民生委員会において採択されました。このような動きをふまえ、平成10（1998）年には、世界人権宣言採択50周年に臨み、名古屋市基本構想に掲げる「人間性豊かなまち」をめざして、市民とともに、人権が尊重され差別や偏見がない地域社会の実現に、たゆむことなく努力を続けていくことを宣言しました。

公 告

「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして」を次のように宣言する。

平成10年5月1日

名古屋市長 松原武久

「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして
～世界人権宣言採択50周年にのぞみ～

基本的人権の尊重は、日本国憲法の基本理念であり、名古屋市においても、まちづくりの基本理念に人間性の尊重を掲げ、これまでも様々な施策を行ってきました。しかしながら、人権については未だ多くの議論がなされ、時代とともに新たな課題も生じています。

本年は、国連総会で世界人権宣言が採択されて50周年の節目にあたります。人権の世紀とも言うべき21世紀を間近にひかえ、一人ひとりの人権に対する意識をより一層高めることが求められています。

世界人権宣言は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたっています。このことを改めて確認し、名古屋市基本構想に掲げる「人間性豊かなまち」をめざして、市民とともに、人権が尊重され差別や偏見がない地域社会の実現に、たゆむことなく努力をつづけていくことをここに宣言します。

この宣言の主旨をふまえ、本市における人権の啓発に関する諸施策の連絡調整をはかり、人権啓発を総合的・全庁的に推進していくため、同年７月に「名古屋市人権啓発推進会議」を設置しました。この会議では、本市の人権啓発に関する施策の実施状況や人権啓発関連予算などを取りまとめるとともに、人権施策推進のための指針の策定に向けた検討を行ってきました。

また、平成１２（２０００）年に策定された「名古屋新世紀計画２０１０」においては、名古屋市基本構想の人間性の尊重とこの宣言の主旨を生かしながら、あらゆる差別の解消に向けたまちづくりをすすめることを基本理念に掲げ、さらに、部門別計画では第６章に「人権と市民サービス」を設け、人権施策の推進を市政の重要な柱として明確に位置づけました。そして、平成１３（２００１）年に公表した「名古屋新世紀計画２０１０第１次実施計画」においては、人権施策推進のための指針となる「なごや人権施策推進プラン～人間性豊かなまち・名古屋をめざして～」の策定に取り組むことを目標に掲げたところです。

4 さまざまな人権に関する問題

(1) 女性

女性も男性も、お互いの人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題となっています。

昭和60（1985）年の女子差別撤廃条約の批准および「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」の制定、平成11（1999）年の「男女共同参画社会基本法」の制定、そして平成12（2000）年には「男女共同参画基本計画」の策定など、法律や制度面の整備が着実にすすんできています。

本市においては、国の動きなどに呼応し、昭和52（1977）年に女性施策の総合窓口として「婦人問題担当室（現男女共同参画推進室）」を設置し、女性の地位向上と女性問題の解決に向けた諸施策を展開してきました。

平成7（1995）年には、平成12（2000）年度を目標年度とする「男女共同参画プランなごや」を策定し、その後、平成13（2001）年にこのプランを引き継ぐかたちで、21世紀初頭における本市の男女共同参画社会の形成をめざした「男女共同参画プランなごや21」を策定するなど、男女がともに自立し、市民一人ひとりの個性と能力が発揮できる社会の実現に向けたさまざまな取り組みをすすめてきました。

しかし、徐々に解消されつつあるとはいえ、いまだに残る固定的な性別役割分業意識は、女性の能力発揮や社会進出を妨げる要因となっており、また、高齢女性、障害のある女性、同和地域の女性、外国人女性などは一層厳しい状況にあることなど、男女共同参画社会の実現には、いまだ多くの解決しなければならない課題が残されています。

社会経済情勢の急速な変化の中、女性を取り巻く環境も著しく変化し、労働における問題も大変重要になってきています。女性だからという理由だけでの職場における不利益な取り扱い、労働における性差別の問題が現実には発生しています。

また、セクシュアル・ハラスメント^{（注1）}や近年顕在化してきたドメスティック・バイオレンス^{（注2）}など女性に対するあらゆる暴力

（注1）【セクシュアル・ハラスメント】

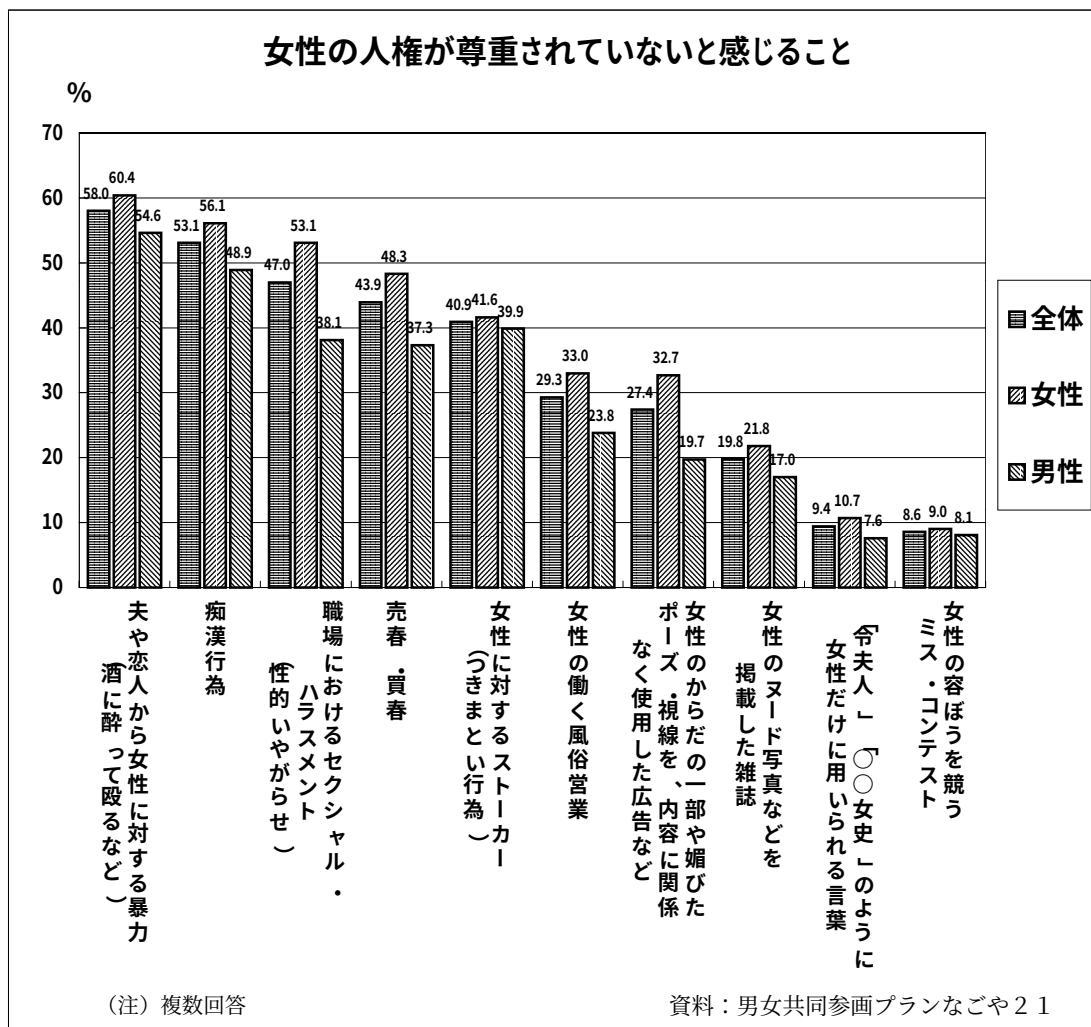
性的いやがらせ。地位などを利用し相手の意思に反して性的に言い寄ったり、性的要求をすること、あるいはその他性的な内容を有する言語もしくは身体に対する行為。

（注2）【ドメスティック・バイオレンス】

夫婦間や恋人間など、婚姻の有無を問わず親密な関係にある人びとの間におきる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力も含まれる。

の防止や性の商品化などについては、女性への人権侵害であるという認識のもとでの対応が必要となっています。

女性であることで差別され、人権が侵害されることがないように、取り組みが求められています。



(2)子ども

子どもは、本来、豊かな感性、柔軟で伸びやかな心、未知の世界への探究心や冒険心を持った、あらゆる可能性を秘めた存在です。また、子どもは、明日の社会を担う「宝」であり、その健やかな成長をはかるよう、社会全体で支援していくことが大切です。

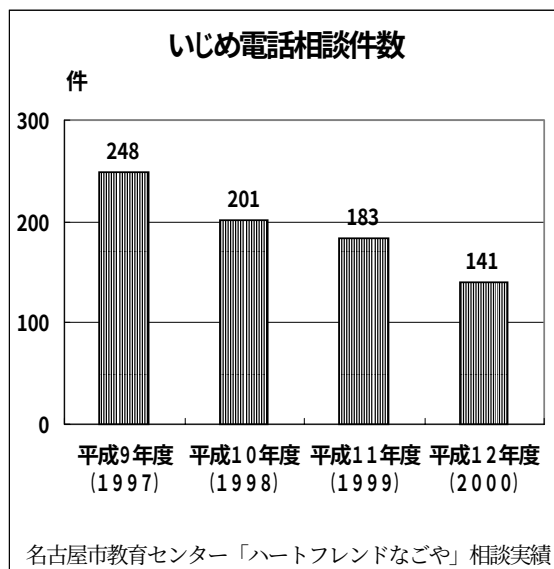
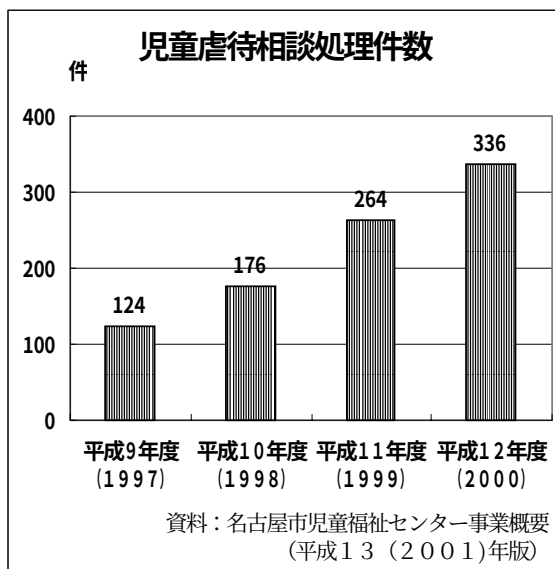
子どもの人権については、平成元（1989）年に国際連合総会において、子どもの人権を地球的規模で守っていこうとする子どもの権利条約が採択され、わが国でも平成6（1994）年に批准されています。この条約では、子どもに関するあらゆる差別の廃止、子どもの最善の利益の保護、生命・生存・発達の権利、子どもの意見表明権などの理念が掲げられ、社会に生かしていくことが求められています。

一方、本市では、平成11（1999）年に「笑顔あふれるなごやっ子プラン～名古屋市子育て支援長期指針～」を策定し、その基本目標として「子どもの笑顔があふれるまち名古屋」の実現を掲げ、子育て家庭がいきいきとした暮らしを営み、家庭や地域に子どもの笑顔があふれるまちづくりをめざして、子どもと子育て家庭を支援するための施策を総合的・計画的にすすめてきました。

しかしながら、近年、いじめや体罰、薬物乱用、児童虐待、子どもたちに対する商業的・性的搾取など、子どもの人権に関わるさまざまな問題が生じており、これらの背景には、大人社会における利己的な風潮や、モノ・カネなどの物質的な価値を優先する考え方、さらには他人に対するおもいやりやいたわり、相手の立場を尊重するといった人権意識の希薄化などが考えられます。

子どもの人権問題の解決には、子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、子ども自身が権利の主体として最大限に尊重されるとともに、子どもの人権が阻害されている場合には、家庭、地域、学校などが協力して、速やかに必要な保護や援助の手をさしよべる体制をつくる必要があります。

また、子育てを社会全体で支援していくためには、行政、学校、地域、家庭、企業、NPO（注1）など、社会の構成員それぞれが子育て支援に関して積極的に行動し、お互いに協力していくことが求められます。



（注1）【NPO】

民間非営利組織。

(3)高 齢 者

わが国においては、世界のどの国もこれまで経験したことの無い急激な速度で高齢化が進行し、高齢化率は世界的に見て最も高い水準に達しています。

こうした急速な高齢化の進展に適切に対応するため、平成7（1995）年には「高齢社会対策基本法」が制定され、すべての国民が長寿を喜びあい、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成をめざすこととしました。

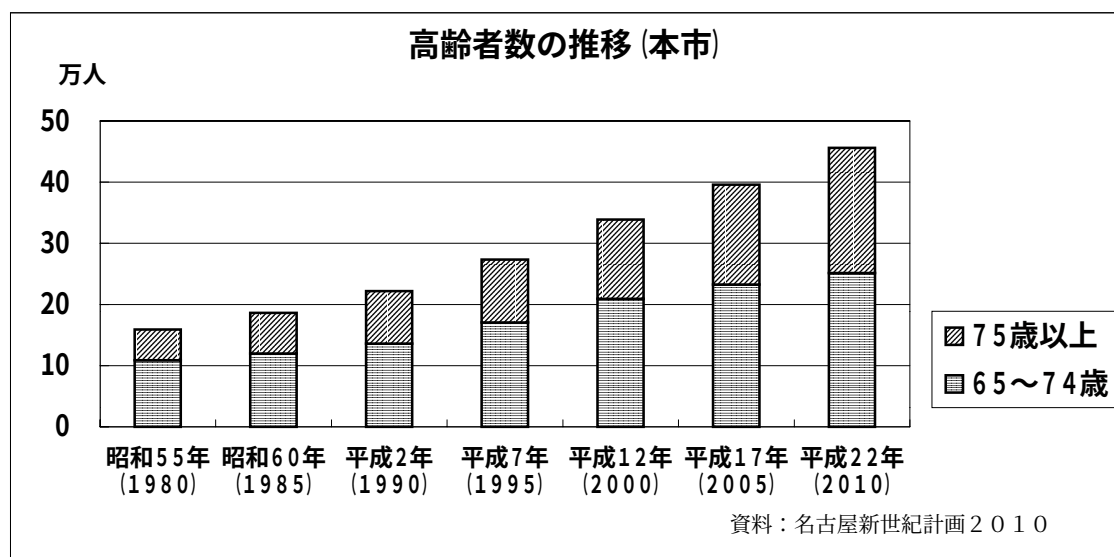
また、平成12（2000）年には介護保険制度が施行され、高齢社会の大きな不安要因であった介護を社会全体で支えることによって、家族による介護の負担を軽減するとともに、行政がサービスを決定する従来の仕組みから、介護を必要とする高齢者の希望と選択により、幅広いサービスを利用できる仕組みへと変わりました。

一方、本市では、高齢社会に向けた全庁的な取り組みを推進するため、昭和60（1985）年に「名古屋市高齢化対策長期指針～なごやかライフ80～」を策定しました。この指針は、「人間の尊厳の確保」を基本理念に、高齢社会を展望した市政運営の方向性を明らかにした初めての長期指針であり、これを受けて昭和63（1988）年に「なごやかライフ推進プラン」を策定しました。

しかしながら、本市では、平成22（2010）年には、65歳以上高齢者の人口割合が21.1％に、また、ひとり暮らし高齢者数は約4万人（平成7（1995）年）から約10万人へと急激に増加すると想定されており、ねたきりや痴ほうなど援助を必要とする高齢者の数も増加することが見込まれます。

そのような状況の中で、元気な高齢者から介護を必要とする高齢者までのすべての高齢者が長寿を歓びあい、いきいきとした高齢期を過ごすことができるような社会の実現をめざして、平成12（2000）年に「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～はつらつ長寿プランなごや2000」を策定しました。このプランに基づき、介護基盤の整備をはじめとした高齢者の保健福祉全般の施策の充実をはかっているところです。

高齢者の人権に関わる問題としては、ねたきり高齢者や痴ほう性高齢者など介護を必要とする高齢者への身体的・心理的・経済的虐待といった人間の尊厳に関わる問題が指摘されています。さらに、情報技術革新や昨今の景気の低迷により、高齢者の就業に関わる問題が顕在化しているほか、地域社会の中で孤独に陥りがちなひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加などを背景に生活の場においても新たな課題が生じてきており、今後、こうした課題にも的確に対応していくことが求められています。



(4)障害者

障害者については、昭和56（1981）年の「国際障害者年」を契機として、障害者の「完全参加と平等」の実現に向け、総合的かつ効果的な施策を推進するため、昭和57（1982）年に名古屋市国際障害者年推進協議会から解決すべき課題と施策の方向性についてまとめた「名古屋市国際障害者年長期計画」と題する提言を受けました。この提言の内容は、昭和63（1988）年に策定された「名古屋市新基本計画」などに反映され、社会生活のすべての領域における障害者の参加の機会均等などをはかるとともに、障害者の社会参加を促進する施策を展開し、すべての市民がともに暮らし活動する社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念の普及などの取り組みをすすめてきました。

「アジア太平洋障害者の十年」が始まった平成5（1993）年には、国の「障害者対策に関する新長期計画」が策定されたほか、「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改正され、障害者対策に関する法の対象として身体障害、知的障害のほかに精神障害が加えられるとともに、障害者施策推進協議会の設置や障害者計画の策定などが定められました。

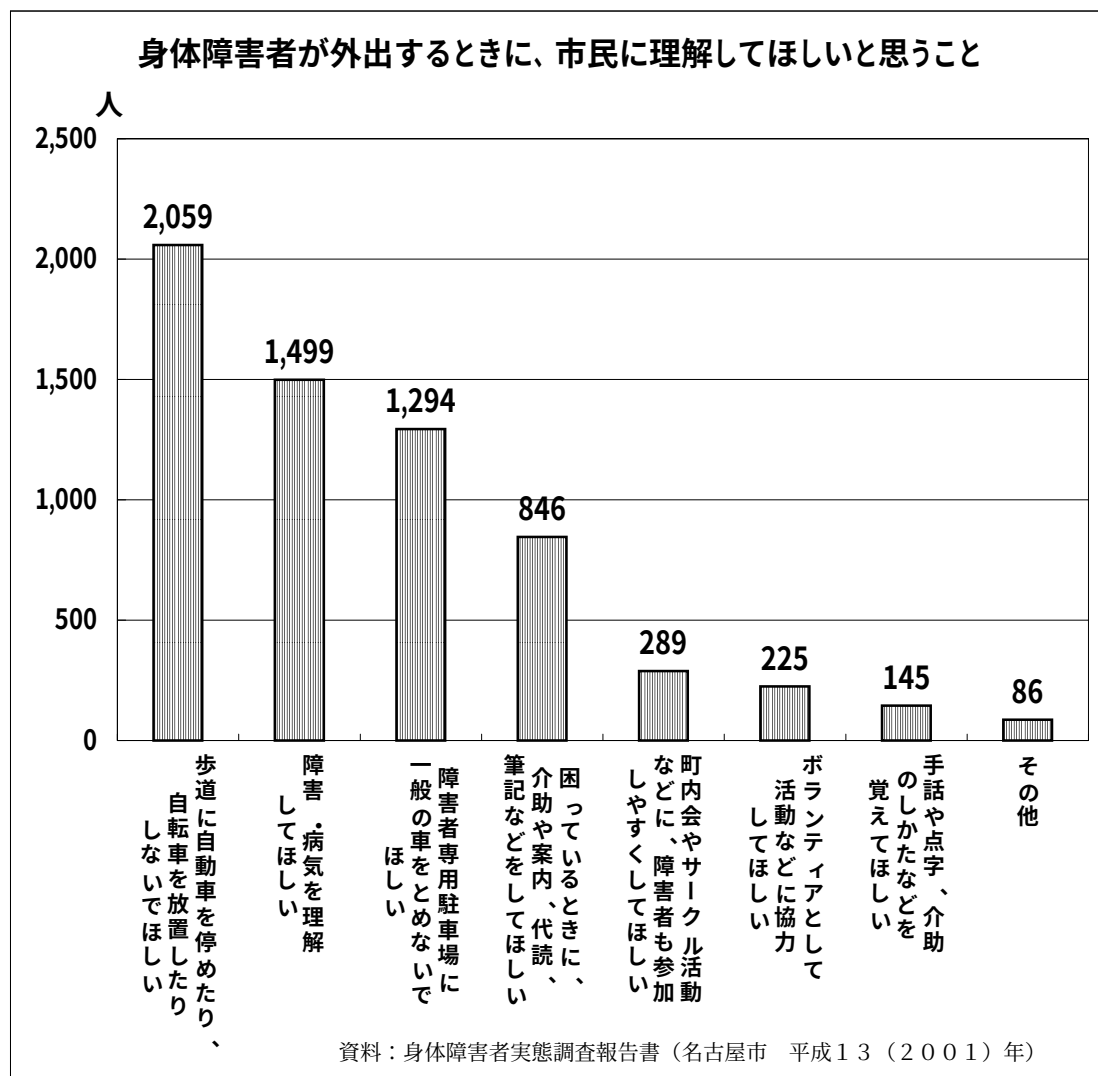
本市では平成6（1994）年に、平成6（1994）年度から平成15（2003）年度までを計画期間とする「名古屋市障害者福祉新長期計画」を策定し、障害者福祉の総合的・体系的な推進をはかっています。

こうしたノーマライゼーションの理念を実現するためのさまざまな取り組みにもかかわらず、身体障害者、知的障害者、精神障害者など、障害のある人びとに対する正しい理解は今もって十分とはいええず、配慮の不足や偏見などが依然として見受けられます。また、就職の機

会が得られにくいことや職場における差別などにより、障害者の社会復帰や自立、社会参加が困難となる場合も多く、障害のある人に対する身体的・心理的虐待などの人権問題も起きています。

障害者が社会生活を送る上では、建物の段差のような物理的な障壁（バリア）のみならず、偏見や差別、障害者への配慮の不足やマナー違反というような心理的な障壁（バリア）の解消が大きな課題となっています。障害への理解を深め、物理的、心理的な障壁をなくすバリアフリー^{（注１）}のまちづくりを推進することが必要です。

また、障害者が住み慣れた地域において安心して自立した生活が送れるようにするため、地域での療育やリハビリテーション、精神保健の充実をはかるとともに、障害者の総合的な支援体制の整備が課題となっています。



（注１）【バリアフリー】

すべての人の利用を前提として障壁をなくすこと。

(5)同和問題

同和問題は、すべての国民に基本的人権を保障する日本国憲法のもとで、同じ国民でありながら生まれ育った地域によって、不当に差別され、基本的人権が侵害されることがあるという重大な社会問題です。

昭和40(1965)年に出された国の同和対策審議会の答申では、「同和問題の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と位置づけ、同和対策を生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上および基本的人権の擁護などを内容とする総合対策として、統一的に把握され、有機的かつ計画的に実施されなければならないものとなりました。

この答申を受けて昭和44(1969)年に「同和対策事業特別措置法」(以下「同対法」という。)が制定され、同和問題の早期解決をはかるため住環境整備から啓発事業まで広範な特別対策がすすめられることとなりました。

その後、昭和57(1982)年には、同対法に代わり、「地域改善対策特別措置法」(以下「地対法」という。)が、昭和62(1987)年からは、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地対財特法」という。)が施行され、平成4(1992)年の一部改正を経て、特別対策としての事業が継続的に実施されてきました。

この間の、同対法や地対法、地対財特法(一部改正)を通じた取り組みにより生活環境の改善や公共施設の整備など物的な基盤整備は、急速に進展し、実態的な差別解消に向けた取り組みとして、大きな成果を挙げることができました。

こうした中で、平成8(1996)年の国の地域改善対策協議会の「同和問題の早期解決に向けた今後の施策の基本的な在り方について(意見具申)」は、「特別対策は、事業の実施の緊要性等に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の背景には様々な要因があり、短期間で集中的に較差を解消することは困難とみられ、ある程度の時間をかけて粘り強く較差解消に努めるべきである」としたところです。

また、「一般対策への移行が同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら地域の状況や事業の必要性の的確な把握に務め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる」として、依然として存在している差別意識の解消や人権侵害による被害の救済などへの対応や、教育、就労、産業などの面でなお存在している較差是正などの課題解決に向けて積極的

な取り組みが強調されたところです。

これを受けて、平成9(1997)年に地対財特法が一部改正され、経過措置として15の事業に限定して平成13(2001)年度末まで継続し、それ以降は一般対策として対応をはかっていくとともに、同和教育・啓発については、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として発展的に再構成し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、国際的な潮流とその取り組みをふまえ、その積極的な推進をはかることとされました。

こうした取り組みにより、住環境など物的な基盤整備は大きく改善され、高校進学率もほぼ較差がなくなるなどの成果をみたところです。

本市においても、昭和49(1974)年に、同和問題に関する総合窓口として民生局同和対策室を設置し、昭和50(1975)年に「名古屋市同和対策事業の基本方針と基本計画」を定めて以来、同和問題の解決を市政の重要な柱として位置づけ、事業に取り組んできました。

昭和53(1978)年に「名古屋市同和対策事業長期計画」、昭和58(1983)年に「名古屋市同和対策事業実施計画」、さらに昭和62(1987)年には「名古屋市同和対策事業推進計画」を策定、平成4(1992)年に「第2次名古屋市同和対策事業推進計画」、そして平成9(1997)年には「第3次名古屋市同和対策事業推進計画」を策定し、事業を実施してきました。

一方、市教育委員会においては、昭和51(1976)年に「名古屋市同和教育基本方針」を策定し、同和問題を正しく認識し、その解決に積極的な意欲を持った人間を育てる教育の充実につとめてきました。

この間の同和対策事業の総合的な取り組みによって、本市における住宅地区改良事業や道路、公園など公共施設の整備など住環境の改善は大きく進展し、周辺地域との較差が解消されるとともに、高校進学率も著しく向上しました。

しかし、厳しい雇用情勢の中で、高等教育への修学機会の確保など進路問題、社会経済状況の影響を受けやすい不安定就労や小規模事業者が多いことなども反映し、教育、就労、産業などの面でなお残された課題があるところです。今後、こうした課題の解決に向け、一般対策としての取り組みを総合的視点に立って推進する必要があります。

一方、本市では、同和問題についての市民意識調査として、昭和56(1981)年以降おおむね5年ごとに調査を実施し、市民啓発などの事業の推進に生かしてきたところですが、平成12(2000)年度に実施した第5回の「同和問題と市民の意識」調査の結果によると、同和地区も地区外も「かわりはない」と答えた割合が34.8%となっている反面、「おくられている」と答えた割合も10.2%あり、

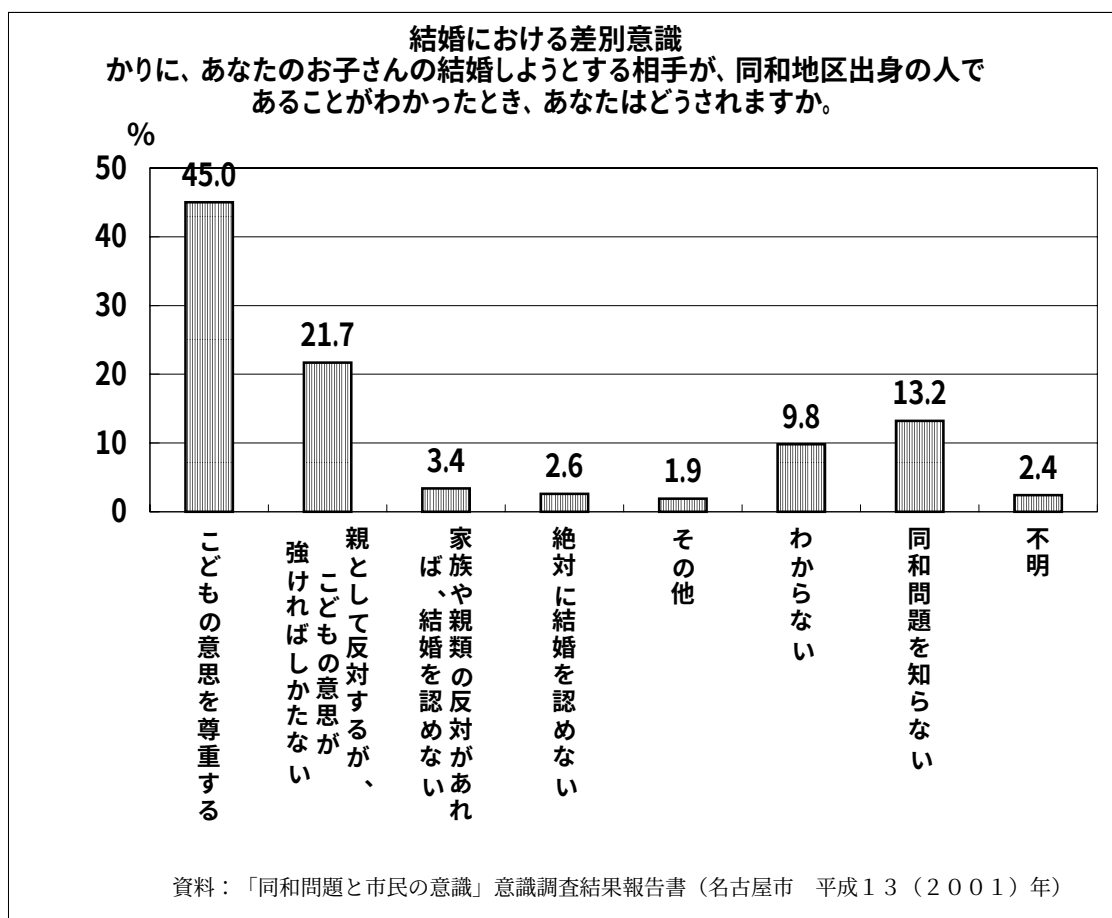
具体的には、就労、生活水準などがおくられている、との認識状況にあります。

また、人を雇うときや結婚のとき身元調査をすること（雇用・結婚と身元調査）を「差別でないと思う」と答えた割合が、「差別だと思う」と答えた割合を、過去の調査から引き続き上回っている状況にあること、また、かりに親類や親しい人の結婚しようとしている相手が同和地区出身の人であることがわかった場合、「本人の意思を尊重する」と答えた割合が6割を超えている反面、「できれば結婚してほしくない」とか「結婚することには反対」と答えた割合が合わせて12.4%を占めるなど、依然として就職や結婚などに際しての差別意識解消への課題があるところです。

さらに、インターネットなどのメディアを利用した差別的な情報の掲示・流布など新たな問題も起こっています。

こうしたことから、今後、同和問題を人権問題の重要な柱として人権尊重の理念の普及や人権意識の定着をはかっていくことが重要な課題です。

このため、多様な機会の提供や効果的な手法の採用、さらには、市民の自主性を尊重しつつ、広範に人権教育・啓発活動をすすめていく必要があります。



(6)外国人

わが国における平成12(2000)年末現在の外国人登録者数は、168万人を超え、昭和44(1969)年以降32年間連続して過去最高を更新しています。外国人登録者数の総人口に占める割合は、1.33%にあたり、平成4(1992)年に1%を超えて以来、着実に増加の一途をたどっています。さらに、わが国の総人口と外国人登録者数の伸びを10年前と比較してみると、人口の伸び率は2.7%に対して、外国人登録者数の伸び率はそれよりはるかに高い56.8%を示しています。

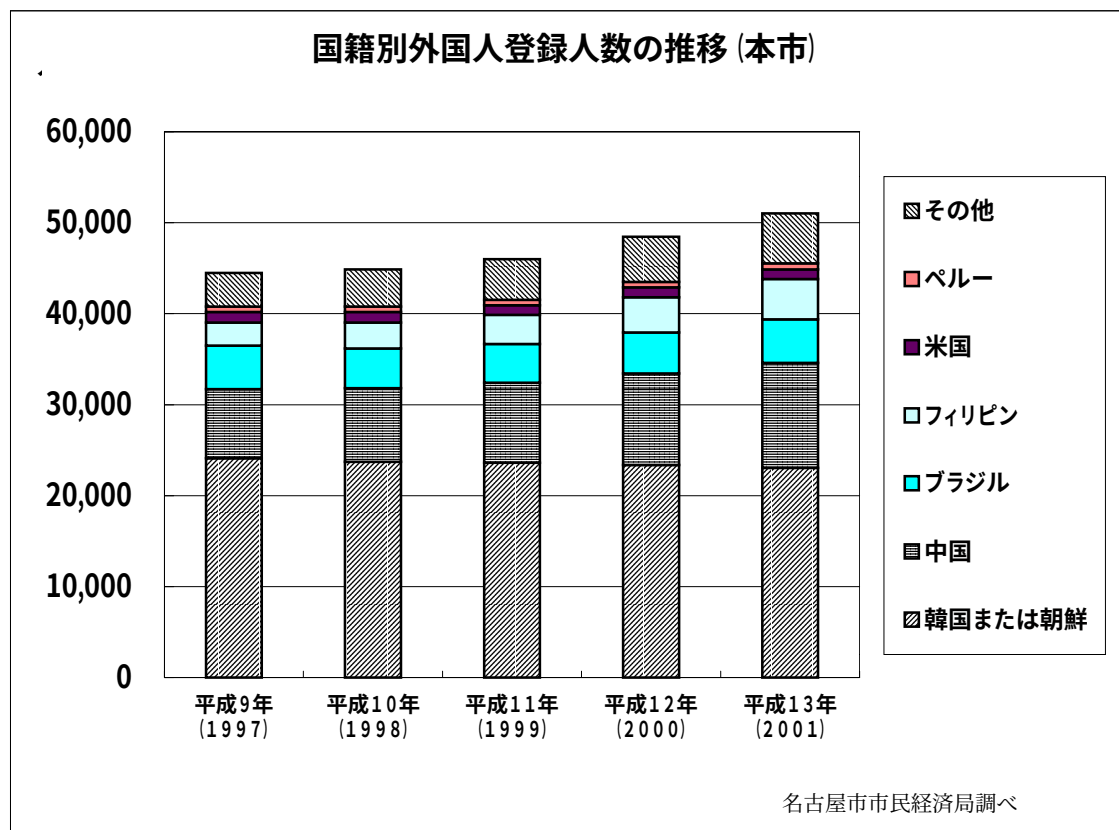
その出身を地域別に見ると、アジア地域が全体の7割を超え、南米地域が約2割とそれに続いています。また、在住資格別に見ると、「永住者」が全外国人登録者の約4割を占めていますが、そのうち一般永住者は引き続き増加する一方、特別永住者は年々減少しています。「定住者」は、平成2(1990)年に出入国管理法が改正されて以降引き続き増加傾向にあり、全外国人登録者の約14%を占めています。

人、物、情報など国境を越えた動きが世界中で増加するといった新交流時代が到来しており、外国人と交流する機会が増えるとともに、定住する外国人も年々増加している中で、わが国においては、言語、宗教、習慣などの違いからくる誤解などから近隣住民との摩擦や偏見、外国人労働者の就労に際しての差別、外国人への入居・入店拒否などさまざまな問題が発生しています。また、在日韓国・朝鮮人に対する無理解や差別がいまだに解消されていないという問題もあります。

こうした外国人への差別の解消と人権尊重への理解を深めるために、市民への人権教育や啓発活動をすすめていく必要があります。

本市においては、昭和62(1987)年に、生活、文化、経済など各方面にわたる国際化施策の円滑な推進をはかるため、庁内連絡調整会議「名古屋市国際化推進会議」を発足させ、全庁的な国際化施策の協議・調整・情報収集などをすすめています。

また、平成12(2000)年に公表された名古屋新世紀計画2010においては、「外国人市民へのサービスの充実」、「外国人市民に対する広聴機能の強化」、「外国人が地域社会に参画しやすい環境づくり」の3つを施策の柱として、外国人市民が暮らしやすいまちづくりをめざして取り組んでいます。



(7)患者その他

ア 感染症患者等

不正確な医学的知識や思い込みによる過度の危険意識から、感染症患者や元患者に対する偏見や差別意識が生まれ、さまざまな人権問題が生じています。

H I V感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患で、H I Vによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(A I D S)と呼んでいます。

H I V感染症は、その感染経路が限られており、日常的な接触では感染しないことがわかっています。正しい知識を持って行動すれば感染を防ぐことができ、また、近年、H I V感染症の治療の進歩により、H I Vの増殖を防ぎ、エイズの発病を抑えることができるようになってきました。しかしながら、エイズ患者を含むH I V感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から一方的なイメージが形成され、医療現場における診療拒否、就職拒否や解雇、入居拒否など社会生活のさまざまな場面で人権問題が生じています。

ハンセン病は、以前は「らい病」といわれ、後遺症が残ることや、治らない、あるいは遺伝するとの思い込みから恐ろしい病といわれてきましたが、今日では、医療技術の進歩により、ハンセン病は遺伝しないこと、感染力が極めて弱いこと、早期発見・早期治療により後遺

症も残らないことなどがわかってきました。平成８（１９９６）年には「らい予防法」が廃止され、その際、国会では、長年にわたりハンセン病患者・家族の方々の尊厳を傷つけ、多くの痛みと苦しみを与えてきたことについて深く遺憾の意を表するとの附帯決議もあり、ようやく強制隔離政策が終結したところです。しかしながら、療養所入所者の多くは、これまでの長期にわたる隔離などにより家族や親族、地域社会との関係を絶たれ、高齢により療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

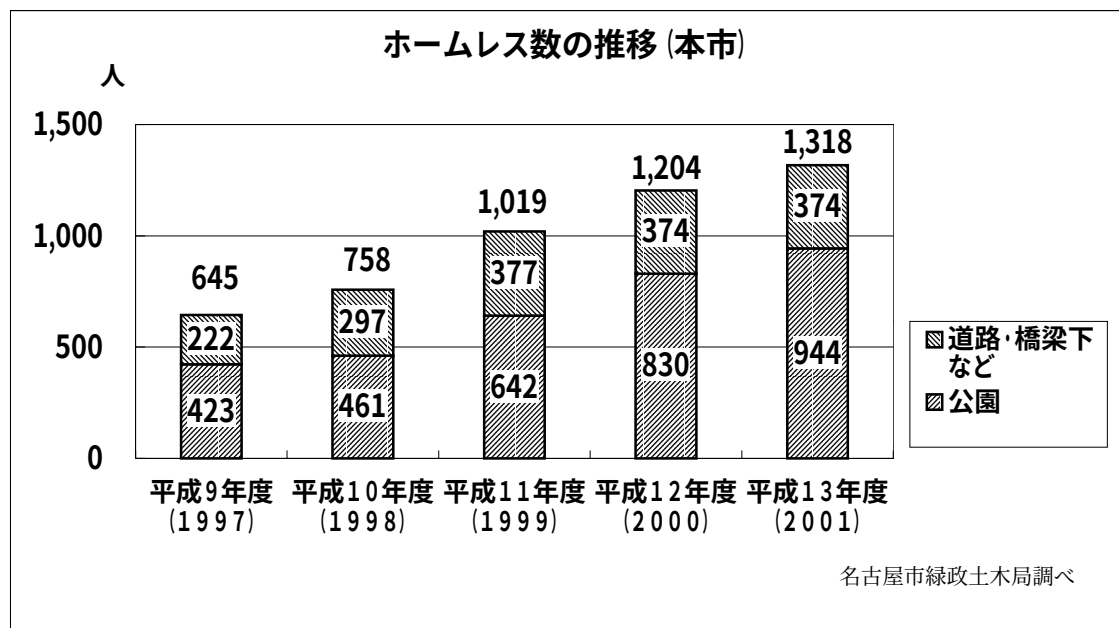
また、ＨＩＶ感染者やハンセン病患者以外にも、腸管出血性大腸菌Ｏ１５７の集団発生が起きた地域や学校では、患者に対するいじめや偏見のあったことが報告されています。

こうした中、平成１１（１９９９）年に制定された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」は、その前文で「過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である」とし、施策の推進にあたっては特に人権に配慮することを基本理念としています。また、「国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない」としています。

病気によっていわれのない差別や偏見を受けることがない社会づくりが大きな課題となっています。

イ ホームレスの人

住居のない人（いわゆるホームレスの人）の増加が、大きな社会問題になっています。近年の景気低迷による企業倒産や求人の減少、日雇労働者の雇用の制約などで生活困窮となり、道路や公園などでの野宿生活を余儀なくされている人びとが増えており、本市におけるホームレス数は、平成９（１９９７）年の６４５人から平成１３（２００１）年の１，３１８人へと倍増しています。本市では、これまで生活保護制度のほかに、年末年始援護、緊急宿泊援護といった市独自の法外援護施策を実施してきましたが、この問題には、住宅、就労、福祉、医療などの面でさまざまな解決すべき課題があることから、平成１３（２００１）年に市長を本部長とするホームレス援護施策推進本部を設置し、ホームレスの聞きとり調査を実施するなど、その実情把握につとめるとともに、課題解決に向けて総合的な取り組みをすすめています。



ウ その他

刑を終えて出所した人に対しては、人びとの意識の中に根強い偏見があり、就職に際しての差別や住居の確保の問題など、社会復帰をめざす上で厳しい状況があります。

犯罪被害者に対しては、平成12(2000)年の「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」の制定のほか、刑事訴訟法、検察審査会法、少年法の改正などにより、司法手続における改善がはかられたところですが、プライバシー侵害や過剰な取材による私生活の平穩の侵害などの問題があります。

そのほかにも、例えば、アイヌの人びと、婚外子、同性愛者などに対する偏見や差別の問題があります。

(8)新たな人権に関する問題

これまで記述した女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、患者その他以外にも、今後、社会情勢の変化により新たな人権に関わる問題が生じてくる恐れがあります。

例えば、インターネット上では、電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示といった問題が発生しており、発信者が匿名で容易に情報発信できることから、誹謗中傷や差別を助長する表現、少年被疑者の実名・顔写真などの掲載が問題となっています。

プライバシーの問題については、情報化社会の進展にともない、本人の意志とは無関係に個人情報的大量に収集・蓄積・利用され、流出するという状況があり、市民一人ひとりが個人情報の重要性を認識し、個人のプライバシーについての正しい理解を深めることが大切にな

っています。

こうした新たな人権問題は、市民の身近なところで生まれています。今後、新たに起こりうる人権問題に対しては、それぞれの問題の性質や状況に応じ、このプランの主旨に照らして的確に対応することが必要です。

第2章 基本理念

1 プランのめざすもの

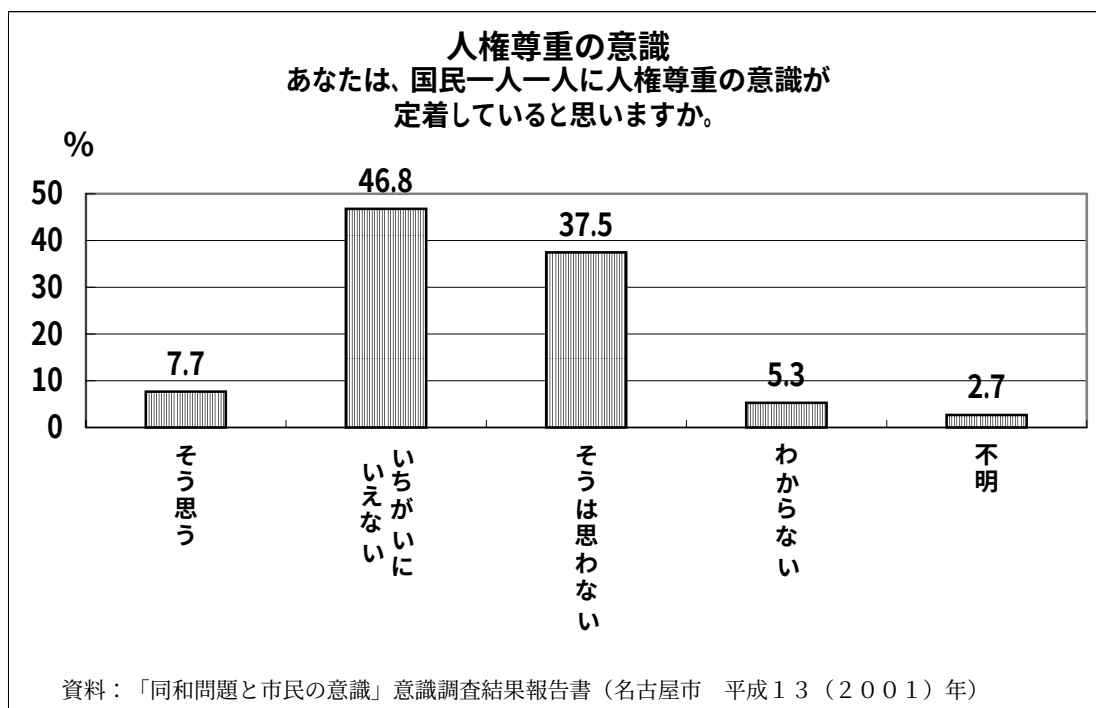
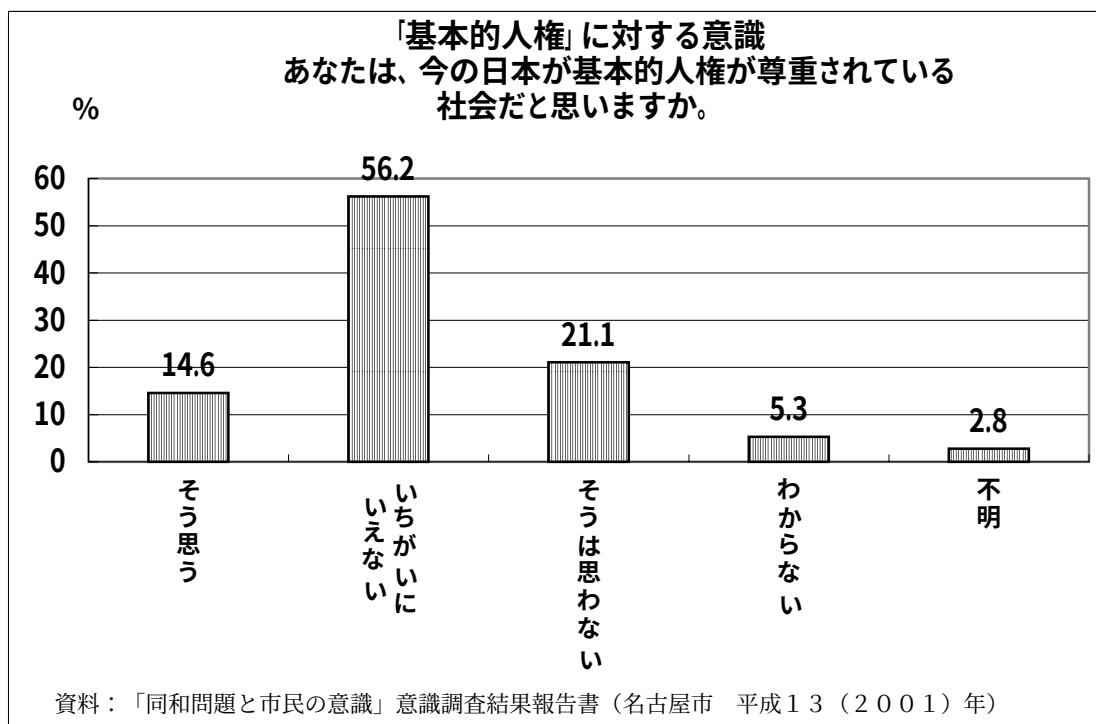
本市は、昭和52（1977）年に「名古屋市基本構想」を定め、「人間としての真の幸せを願い、憲法の本質にもとづき、ひとりひとりの基本的人権がまもられ、健康で文化的な生活のいとなめる個性豊かなまち、名古屋の建設をめざす」というまちづくりの基本理念を掲げています。この基本構想のもとで、世界人権宣言にうたわれた「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」という理念の実現に向けて、市民とともに、たゆまぬ努力を重ねてきました。これまでの取り組みをふまえて、このプランの目標は、基本構想に「人間性の尊重」として掲げたように、「市民が自信と希望にあふれ、その能力を十分に発揮し、真に生きがいのある生活のいとなめる人間性豊かなまちづくりをめざす」ものでなければなりません。

人権施策の主体は、市民一人ひとりです。人には、それぞれの生き方や侵すことのできない人間としての尊厳があり、日常生活の中でお互いが相手のことをおもいやり、個人の尊厳と基本的人権を尊重する心を持つことが大切です。お互いの違った個性や自由な生き方を認めあい、支えあい、ともに生きる心を育むことで、お互いの人権が尊重され、人権感覚にすぐれた社会を築き上げることができます。

21世紀は、「人権の世紀」といわれています。人類の普遍的原理である基本的人権の尊重は、日本国憲法の重要な理念のひとつであり、市民の自由、平等そして人間の尊厳に関わる基本的な問題として取り組んでいかなければなりません。人権施策の推進にあたっては、人権教育・啓発をより一層推進するとともに、市政におけるあらゆる施策に、人権を尊重し、擁護するという視点を持つことが重要です。また、これまで人権に関する問題は、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、患者その他といった個別の分野ごとに取り組んできましたが、これだけ多様化した人権問題に対応していくためには、日常生活の人権に関わる身近な問題に真剣に向きあって、根底にある人権問題に気づき、人権全般にわたって視野を広げていくことも必要です。人権意識が広く根づいた地域社会づくりをすすめる、日常生活の中で人権感覚にすぐれた行動を身につけることこそ、あらゆる人権問題の解決につながるといえます。

「なごや人権施策推進プラン」は、本市がめざす人権施策の基本理念と人権に関する重要課題の基本的方向や具体的な取り組みを明らかにし、人権尊重を基本としたまちづくりを総合的・計画的にすすめる

るための指針となるものです。このプランに基づいて、市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚にすぐれた「人間性豊かなまち・名古屋」の実現をめざします。



2 基本理念

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚に
すぐれた「人間性豊かなまち・名古屋」の実現をめざします。

人権施策の推進にあたっては、市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚にすぐれた「人間性豊かなまち・名古屋」の実現をめざすことを基本理念とします。

こうした基本理念に基づく地域社会を築いていくためには、行政の積極的な取り組みはもとより、市民一人ひとりが、人権を日常生活の身近にある問題として主体的に考え、学び、行動することが、大きな力となります。地域社会は、一人ひとりの市民から成り立っています。人は、それぞれが違った個性を持ち、自分なりの価値観や生き方を持っていますが、社会の一員としての責任のもと、相手をおもいやり、お互いを認めあうことで、人権が尊重される社会、個性と能力が発揮できる社会を築き上げていくことができます。

平成12(2000)年に策定した名古屋新世紀計画2010では、生活、環境、文化、産業のすべての分野にわたって調和のとれた、「誇りと愛着の持てるまち・名古屋」をめざすことを計画の目標に掲げ、市民一人ひとりがふるさととして名古屋に愛着を感じ、このまちを誇りに思うことができるようにしたいという願いを込めました。このまちに住む市民一人ひとりに愛され、支えられるまちこそ、真に人間性豊かで住みやすいまちといえます。この名古屋に誇りと愛着を持ち、誰もが人間らしく幸せに暮らすことができる「人間性豊かなまち・名古屋」をめざした基本理念は、次の3つのまちづくりの方向を柱とします。

(1)人権が尊重され、人権感覚にすぐれたまちづくり

すべての市民が、人間として等しく尊重され、差別や偏見がない人権感覚にすぐれたまちづくりをめざします。

名古屋市基本構想では、4つの望ましい都市の姿を設定し、そのひとつ「心のふれあいとつながりのあるまち」の中で、相互の信頼と連帯意識の向上につとめ、いわれなき差別や偏見がなく、社会的に弱い立場の人びとも疎外されない地域社会の実現につとめるとしています。こうした地域社会の実現には、市民一人ひとりがお互いの人間としての尊厳を認めあい、尊重しあうことを基本に、日常生活の中で人

権感覚にすぐれた行動を身につけていかなければなりません。

また、今後の急速な社会環境の変化は、予想もつかないような人権侵害や差別を起こすことが懸念されます。人権の問題を社会全体の問題としてとらえるとともに、市民生活のあらゆる分野の人権問題に目を向け、人を大切にし、「心のふれあいとつながり」の輪がより広がるような人権教育・啓発に積極的に取り組み、差別や偏見がない人権感覚にすぐれたまちづくりをめざします。

(2)さまざまな違いを認めあい、ともに生きる交流と共生のまちづくり

すべての市民が、さまざまな違いや価値観を認めあい、お互いの個性や生き方を尊重し、理解しあいながら共存する交流と共生のまちづくりをめざします。

市民一人ひとりには、それぞれの個性や生き方があり、国籍、民族、宗教、言語、文化、習慣、性別、世代などさまざまな違いがあります。違いがあればその違いを理解し、受け入れ、認めあうことで、お互いの交流が一層深まり、人間の尊厳についての認識を高め、ともに生きる交流と共生の社会を築いていくことができます。

名古屋市基本構想に掲げた望ましい都市の姿のもうひとつ「豊かで活気のあるまち」では、市民一人ひとりが、能力を伸ばし、真に生きがいを持って働き、より豊かな生活のできるまちをめざすとしています。さまざまな違いのある市民が共存することは、「豊かで活気のあるまち」づくりにとっては人権感覚が磨かれるため有意義であり、さまざまな違いにふれあうことで、お互いの人権が尊重されるまちづくりの気運が高まります。すべての市民がお互いに理解しあいながら共存し、自分らしい生き方が尊重され、個性と能力が発揮できる社会の実現をめざします。

(3)市民の主体的参画とパートナーシップによるまちづくり

すべての市民が、人権を日常生活の身近な問題として主体的に考え、学び、行動することを尊重しながら、市民と行政が対等な立場で協働するパートナーシップによるまちづくりをめざします。

日常の暮らしの中に人権意識を広く根づかせるためには、行政による人権教育・啓発の取り組みはもちろんのこと、市民の人権問題への関心を高め、市民が自主的・主体的に人権学習に取り組む気運を盛り上げることが重要です。画一的な価値観や知識を一方的に市民に伝えるのではなく、地域社会の一員としての責任のもと、市民自らが人権問題を身近な問題ととらえ、共感を持って自然に学びたいという気持ちを抱く環境づくりが大切になります。

また、名古屋新世紀計画2010では、計画の基本的な視点のひとつとして、市民の自主性を尊重しながら、対等な立場で協働していく

パートナーシップによるまちづくりをすすめるとしています。さまざまな分野で展開される市民活動は、これからのまちづくりの主角となることが期待されていますが、人権問題が人びとが暮らす社会の中で起こる問題であることから、市民活動との連携・協力により、人権を支えるきめ細かな施策の推進が可能となります。

人権の主体は市民であるとの考え方のもと、市民が自らの意思で、人権問題を自分の問題ととらえ、人権尊重の意識が暮らしの中に定着した人間性尊重のまちづくりをめざします。

3 基本的な視点

(1)人権教育・啓発の充実と人権感覚の醸成

人権教育・啓発の推進にあたっては、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」および「人権教育・啓発に関する基本計画（中間とりまとめ）」に示された基本的な考え方を尊重するとともに、人権尊重を行政全般にわたる課題として認識し、さまざまな人権に関する課題を視野に入れながら、取り組んでいきます。

市民が人権問題に関心を持ち、自主的・主体的に取り組む、日常の暮らしの中に人権尊重の意識が定着していくためには、人権教育・啓発の内容を充実させていくとともに、新たな工夫や創意を凝らすことが必要です。そのためには、市民に身近な問題から題材を取り上げるとともに、理解しやすく、いつでもどこでも誰でも学べる人権教育・啓発を展開し、市民一人ひとりが豊かな人権感覚を身につけることができるよう取り組んでいく必要があります。一方で、人権教育・啓発は、市民一人ひとりの心のあり方に密接に関わる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分配慮しなくてはなりません。

(2)人間性の尊重を基本としたまちづくりの推進

人間性の尊重は、ハード・ソフト^{（注1）}両面にわたる本市のまちづくりの基本理念であり、市政におけるあらゆる施策の実施において、言い換えれば行政運営そのものを人間性尊重の理念を柱にすえた視点から推進していくことを示したものです。したがって、教育、福祉、都市計画、住宅、医療、国際交流などすべての行政分野のあらゆる職

（注1） 【ハード・ソフト】

名古屋新世紀計画2010では、学校、スポーツ・レクリエーション施設、文化施設などの市民利用施設や、道路、公園といった都市基盤などをいわゆる「ハード」の整備とし、これまで整備してきたハードを十分活用して、創意と工夫によって良質なサービスを提供していくための仕組みづくりを「ソフト」の施策と記述しています。

務において、全職員が市民の立場に立って、常に人権尊重の視点から検証し、改善につとめていく必要があります。

また、人権尊重社会を実現し、「人間性豊かなまち・名古屋」をめざすためには、実際の行政に携わる本市職員一人ひとりが人権に関する正しい理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重を基本とした職務を遂行することが重要であり、職員研修を一層充実させていきます。

(3)あらゆる差別の解消と人権侵害の防止に向けた取り組み

差別や偏見は、人を傷つけるだけでなく、自らの生き方も狭めることになり、また、傍観することも人権侵害を許す結果になることから、すべての人びとが人権侵害を許さない意識を持つことが大切です。差別や偏見がない地域社会をめざすためには、自立した個人として市民一人ひとりの尊厳が確保され、その上で、自分の人権が他人によって守られていることを理解し、さまざまな人びとの存在を認めあい、少数者や少数意見にも配慮しながら、お互いの権利や自由を尊重しあうことが大切です。

すべての市民は、人間として等しく尊重され、平等に扱われなければなりません。本市の行政サービスはもちろん、暮らしの中のあらゆる生活分野においても、公平な社会参加の機会が確保され、自立した生活ができる仕組みづくりをめざします。

また、現実には起こりうるさまざまな人権侵害に対しては、市民に身近な市役所として、人権問題の早期解決に向けた相談・支援を充実させるなど、人権侵害の防止に向けた取り組みをすすめます。

第3章 人権施策の推進にあたって

1 市の基本姿勢

(1)人を大切にする施策の推進

人間性の尊重を基本としたまちづくりは、本市の基本理念です。

市政のあらゆる施策の実施において、人権尊重の理念を柱にすえた行政運営につとめ、人を大切にするという視点から施策を推進します。

職員は、常に人権を尊重し、公共の福祉の担い手として、公正な判断と誠実な職務遂行につとめます。

(2)市民が主体となる施策の推進

人権施策の主体は、市民一人ひとりです。

市民が、人権を日常生活の問題として主体的に考え、学び、行動することを尊重し、家庭、地域、学校、企業などあらゆる場における市民の自主的な市民活動や社会参加を支援していきます。

市民に身近な市役所として、社会情勢の変化の中で起こる人権問題を生活者の視点から敏感にとらえ、時代の要請や市民ニーズをふまえた施策の推進につとめます。

(3)総合的な施策の推進

人権に関わる課題は、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、患者その他など多岐にわたっています。個別の人権課題が複雑化・多様化する中で、各分野の施策の有機的な連携と体系化をはかりながら、市政全般にわたって人権という視点から施策を総合的に推進していきます。

また、関係機関との連携・協力も一層すすめます。

2 推進体制

(1)人権施策推進会議の設置

「なごや人権施策推進プラン」に基づいて人権施策の総合的な展開をはかるため、名古屋市人権啓発推進会議を改組し、「名古屋市人権施策推進会議」を設置します。推進会議においては、人権尊重を行政運営の基本として認識し、各局の緊密な連携をはかりながら、総合的・全庁的に人権施策の推進に取り組みます。

(2)推進のための行政組織

「なごや人権施策推進プラン」に基づく人権施策を計画的・効果的に推進するための体制として、新たな行政組織のあり方について検討をすすめることとし、当面は、総務局総合調整部企画調整室を総合窓口としてプランを推進していきます。分野別施策については、事業や施策を所管する課での対応が基本となりますが、分野別調整は、主に次の課室と総務局が一体となって対応します。

女 性	総務局総合調整部男女平等参画推進室
子 ど も	健康福祉局児童家庭部児童課 教育委員会事務局学校教育部指導室 〃 生涯学習部青少年室
高 齢 者	健康福祉局高齢福祉部高齢施設課 〃 高齢福祉課 〃 介護保険課
障 害 者	健康福祉局障害福祉部障害施設課 〃 障害福祉課
同和問題	健康福祉局同和对策室 教育委員会事務局総務部人権・同和教育室
外 国 人	市長室国際交流課
感染症患者	健康福祉局健康部健康増進課

(3)関係機関・団体との連携

市の人権施策の推進が広範な取り組みとして展開されるよう、国および愛知県と緊密な連携・協力をはかるとともに、愛知人権啓発活動ネットワーク協議会とも一体となって取り組みをすすめます。

また、人権に関わる民間団体や市民団体に対しても、団体との関係の深い庁内各局のルートを通じた連携を深めるとともに、市の人権施策の取り組みに対する協力をはたらきかけるなど、それぞれの役割をふまえつつ、幅広い連携・協力を一層すすめます。

3 期間

このプランは、名古屋新世紀計画2010を人権という視点から補完するものであり、最終年は平成22（2010）年度とします。

4 進行管理

このプランに掲げた内容については、毎年、人権施策推進会議において点検し、取り組み状況を把握することで、適切な進行管理を行っていきます。

また、人権に関わる問題は、常にそのときの社会事象をふまえた対応をはかることが重要であり、市民意識調査などにより実態を把握し、必要に応じた見直しを行います。

第4章 共通施策の推進

1 人権に関する教育・啓発

－ あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 －

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚にすぐれた「人間性豊かなまち・名古屋」の実現をめざすためには、行政が人権教育・啓発を積極的に推進することはもちろん、市民一人ひとりが人権問題に関心を持ち、自らの問題として主体的に考えて行動することが大きな力になります。単に知識として学ぶだけでなく、人権感覚にすぐれた行動を身につけることができるように、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場において、連携と協力をはかりながら、人権意識が広く根づいた地域社会づくりをすすめていきます。

そのためには、子どもから高齢者まで幅広い市民に対して、あらゆる機会、あらゆる場を通じて、あらゆる分野の人権問題に目を向けた人権教育・啓発に取り組むことが必要で、市民の自主的・主体的な取り組みへの支援と連携をはかりながらすすめていきます。

また、多様化・複雑化する人権問題に対応していくためには、個別の課題ごとに対応してきたこれまでの取り組みを一步すすめ、人権全般にわたって視野を広げ、それぞれの課題を連携させるなど、総合的・効果的な取り組みが必要です。これまで個別の課題に取り組んできた成果をふまえながら、新たな工夫や創意を凝らし、理解しやすく、いつでもどこでも誰でも学べる人権教育・啓発を展開していきます。

市政の運営にあたる本市職員には、人権に関する高い見識と市民の人権を擁護する姿勢が強く求められています。人権尊重を基本とした職務を遂行するため、人権に関する職員研修を一層充実させていきます。

【施策の基本的方向】

- あらゆる差別や偏見をなくし、人権尊重についての理解を深めるため、指導者を養成するとともに、学校教育や社会教育などの場において人権教育を推進します。
- 人権啓発に関する施策を総合的に推進するため、庁内連絡調整体制を再構築し、国、愛知県、市民活動との連携をはかりながら、効果的な手法や媒体の活用により、一層の推進をはかります。
- 本市職員が人権に関する理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重を基本とした職務を遂行するため、職員研修を一層充実させていきます。

【主な施策など】

施 策	具体的な施策名など	内 容 な ど	所管局
人権教育の推進	幼児教育の推進	幼児の発達の特性をふまえた人権意識の基礎を養う教育の充実	教育委員会
	学校教育における人権尊重教育の推進	あらゆる差別や偏見をなくし、お互いの人権を認めあう人間性豊かな児童生徒を育成する人権尊重教育の推進、指導資料の作成、人権尊重の教育研究の推進	
		子どもの豊かな人間性を育む生活体験、自然体験活動の場や機会の充実	
	社会教育における人権教育の推進	差別意識の解消と人権意識の高揚をはかるため、社会教育施設における講座や講演会の開催、市民や団体の自主的な学習を支援する場と機会の充実および学習教材、情報の収集、提供	
	家庭における人権教育への支援	教育の原点である家庭の場において、親の子どもに対する人権教育が意識して行われるための学習の機会と情報の提供	
	地域における指導者などの育成	地域における人権感覚豊かな指導者の育成をはかるため、市民グループ指導者に対する研修機会の提供および市民の学習活動を支援する職員に対する研修の実施	
	職員研修の計画的かつ継続的な実施	職員が人権尊重を基本とした職務を遂行するため、新規採用職員をはじめとした各階層別の研修、各職場における所属別研修、職員を対象とした講演会の実施など、職員研修を計画的かつ継続的に実施	総務局
	研修指導者の養成		
	教職員への人権教育	教職員に対する人権教育研修を初任者から校長まで職務や経験年数に応じて計画的に実施するとともに、人権尊重教育担当教員に研修を実施し、研修内容を各学校の全職員に広める取り組みを実施	教育委員会

人権啓発の推進	啓発内容の充実	市民の理解と共感を得るという視点から、人権をめぐる今日の社会情勢をふまえた啓発内容を積極的に取り入れ、啓発資料にも工夫を凝らして一層充実	総務局、健康福祉局はじめ関係局
		世界人権宣言、国際人権規約、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約など国際的な人権基準を広く市民に周知	
	情報提供の充実	啓発冊子、テレビ、ラジオ、広報などやなど各種のメディアの特性に応じた効果的な情報提供につとめ、インターネットなどＩＴ（情報技術）の活用も推進	
	講演会などの実施	人権に関してさまざまな視点からテーマを設定した講演会・映画会を実施	
	人権週間などの取り組み	人権週間や憲法週間において、講演会やメディアによる啓発など啓発事業を実施	
	国・愛知県および関係団体との連携	人権擁護委員をはじめ、国、愛知県との連携のほか、愛知人権啓発活動ネットワーク協議会と一体となって、幅広い啓発活動を実施	
	人権啓発体制の拡充	人権啓発推進会議を改組し、人権施策を総合的・全庁的に推進する庁内体制として「人権施策推進会議」を設置 文化センターのあり方を検討する中で、人権啓発機能、人権情報発信機能を高めるなど、地域社会における人権啓発の拠点施設としての役割や機能を検討	
戦争に関する資料館	戦争に関する資料館の整備の推進	２０世紀最大の出来事であった戦争の教訓を風化させることなく２１世紀に引き継ぎ、平和を願う豊かな心を育み、平和な社会の発展に寄与する場として愛知県とともに整備	総務局

2 人権尊重のまちづくり

ー 「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして ー

基本構想に掲げた「人間性の尊重」は、ハード・ソフト両面にわたる本市のまちづくりの基本理念であり、すべての行政分野のあらゆる職務において、常に人権尊重の視点から検証し、人権に配慮した施策を推進する姿勢を示したものです。人権施策の推進にあたっては、特定の課のみが実施するのではなく、市政全般にわたるすべての施策について、人権に配慮した視点を持つことが基本となります。

都市基盤の整備にあたっては、福祉都市環境整備指針をふまえ、ユニバーサルデザイン^(注1)の考え方を取り入れながら、社会生活における物理的・心理的な障壁をなくすバリアフリーの実現をはかり、すべての人にやさしく、ぬくもりに満ちた快適な都市空間を創出し、「人にやさしいまち名古屋」をめざします。

まちづくりは、ハード面だけではなく、少子・高齢化の急速な進行や高度情報通信社会の進展への対応、ゆとり・心の豊かさ志向の高まりへの配慮など、ソフト面からの取り組みも欠かせません。市民の人権が尊重され、市民一人ひとりが生きがいと心の豊かさを感じていきいきと暮らせるまち、誰もが安心して暮らせる福祉と安全のまちをめざします。

【施策の基本的方向】

- 新たな福祉都市環境整備指針を策定し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、すべての人にやさしいバリアフリーのまちづくりをめざします。
- さまざまな環境で暮らす市民が、広く情報化の恩恵を受けることができるように、情報格差のないまちづくりをすすめます。
- すべての市民がお互いに理解しあいながら共存し、支えあい、助けあい、住み慣れた地域社会で安心して暮らせる福祉と安全のまちづくりをめざします。
- 市民活動との連携・協力により、人権を支えるきめ細かな施策を展開し、パートナーシップによるまちづくりをすすめます。

(注1) 【ユニバーサルデザイン】

すべての人が利用しやすいように配慮された普遍的なデザイン。

【主な施策など】

施 策	具体的な施策名など	内 容 な ど	所管局
バリアフリー のまちづくり	福祉都市環境整備指 針の改定	関係法令の改正や技術的進歩に対応 するとともに、ユニバーサルデザイ ンの導入や心のバリアフリーの推進 など新たな考え方を取り入れて、本 市の福祉都市環境整備の方向性と技 術的基準を定めた指針を改定	健康福祉局 はじめ関係 局
利 用 し や す い 建 築 物 な の 整 備 促 進	車いす使用者対応ト イレ、手すり、視覚 障害者誘導用ブロッ クなどの設置	公共建築物において、車いす使用者 対応トイレ、手すり、視覚障害者誘 導用ブロックなどを設置	市民経済局 健康福祉局 住宅都市局
	区役所での交付呼び 出し番号自動表示装 置の設置	区役所に聴覚障害者の利用にも配慮 した交付呼び出し番号自動表示装置 を設置	
	やさしさマークの交 付などによる福祉環 境整備の推進	多くの市民が日常利用する建築物に ついて、福祉環境整備に関する事前 協議の実施や、「やさしさマーク」の 交付、融資制度、啓発を促進	
ユニバー サルデザ インの普 及促進	シンポジウムやセミ ナーの開催、相談	ユニバーサルデザインを活用した製 品開発を促進するとともに製品を市 民に紹介する事業などを実施	市民経済局
す べ て の 人 に や さ し い 住 ま い づ く り	50代からの住宅の 自己点検とリフォー ムの支援	高齢期を迎える前の50代を対象と した住宅自己点検チェックリストの 作成、およびリフォームなどに関す る情報提供、相談の実施	住宅都市局
高 齢 者 や 障 害 者 に 配 慮 し た 住 宅	シルバーハウジング (注1)の供給	高齢者に配慮した市営住宅に、緊急 通報装置や高齢者の交流施設を整備 するとともに、特別養護老人ホーム などから生活援助員を派遣し、日常 の安否確認などの生活支援サービス を提供するシルバーハウジングを供 給	住宅都市局 健康福祉局

(注1) 【シルバーハウジング】

高齢者が地域社会の中で自立し安全かつ快適に生活できるよう、高齢者の生活の特性に配慮した設備・仕様をほどこすとともに、福祉施設と連携し、緊急通報システムの設置やライフサポートアドバイザー（生活援助員）による相談・援助サービスを提供する公共賃貸住宅。

	高齢者向け改善住宅供給事業	既設の市営住宅の一部を高齢者向け住宅として有効活用するため、全面改修してバリアフリー仕様にするとともに、巡回員を派遣し、安否確認などの生活支援サービスを提供	住宅都市局
	既設市営住宅へのエレベーター設置	昭和40年度以降建設の5階建廊下型住宅について、高齢者などに配慮し、利便性を高めるためエレベーターを設置	
	車いす使用者専用住宅の供給	市営住宅や定住促進住宅（公共型）の建設の際に、車いす使用者専用住宅を供給	
	高齢者対応・障害者対応改善の推進	既存市営住宅について高齢者などへの対応設備（非常警報装置、浴室の手すりなど）の設置、既設集会所の高齢化などの対応整備	
	高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進	民間が建設する高齢者向けの優良な賃貸住宅の建設費、家賃の一部を助成	
	高齢者、障害者向け住宅の登録と紹介	高齢者、障害者が入居できる民間賃貸住宅のデータの収集・管理を行い、住まいの相談コーナーなどにおいて紹介	
安全で快適な移動手段などの確保	公共交通機関におけるバリアフリー化の推進	公共交通機関を利用した移動の利便性および安全性の向上をはかるため、公共交通サービスの確保につとめ、地下鉄駅などへのエレベーターの設置、ノンステップバスの導入拡充や車内案内表示装置の設置などを推進	交通局 緑政土木局 健康福祉局
	セーフティライブロード事業	高齢者・障害者の利用が多い施設の周辺地区において、歩道の段差解消や足への衝撃を和らげる舗装の実施など、誰もが安全で快適に歩くことができる道づくりを実施	緑政土木局

心のバリアフリーの推進	子どもの頃からの障害者との交流の機会の充実	家庭、地域、学校、職場などで、交流の機会を通じて、障害および障害者への理解を深め、障害の有無などにかかわらず、すべての人がともに暮らすまちづくりをすすめるための啓発活動を広く推進	健康福祉局 はじめ関係局
	障害への理解を深める啓発活動の推進		
情報格差のないまちづくり	格差を生まない情報化	さまざまな環境で暮らす高齢者、障害者、外国人などすべての市民が情報化の恩恵を受けられるように、情報機器の選択や操作性の向上に配慮したシステム構築など、格差を生まない情報環境を整備	総務局
	プライバシーの保護	情報管理体制の徹底をはかるとともに、情報化の進展に対応した個人情報へのアクセス制限や、利用範囲の制限などの保護対策とその効果を検討するなど、個人情報の保護に十分配慮	
	セキュリティの確保	個人情報を扱う情報システムにおいては、情報の暗号化や接続できるネットワークの階層化などの不正アクセス防御技術を駆使して安全確保につとめるとともに、障害発生時の連絡体制の徹底や、機器の耐震対策、ネットワークの多重化をはかるなど、安全対策に十分に配慮	
	福祉総合情報システムの整備	利用者の視点に立ったきめ細かな福祉サービスを実施できるよう、多様な福祉情報をデータベース化したオンラインシステムを構築	健康福祉局
	障害者情報ネットワーク事業	障害者の情報格差の解消とコミュニケーション手段の拡大などをはかるため、障害者情報ネットワーク事業を実施	
地域で支えあう福祉と安全のまちづくり	ふれあい給食サービスの拡充	ひとり暮らしの高齢者の安否を確認し、高齢者相互のふれあいをはかるため、会食方式で食事を提供	健康福祉局

	ふれあいネットワーク活動の促進	ひとり暮らしの高齢者などが地域で安心して生活することができるよう、援護を要する人を近隣の住民が見守り、支援する小地域ネットワークづくりを促進	
パートナーシップによるまちづくり	福祉ボランティア活動の支援	地域のボランティア活動を促進するため、市社会福祉協議会のボランティアセンターなどにおいて、情報の提供や、活動希望者の登録、点訳パソコンなど機材の貸し出しなどを実施	健康福祉局
	ボランティア・NPOとの連携をはかり、活動を促進	ボランティア活動、NPO活動を促進するため、活動しやすい環境の整備をすすめる中核的な拠点施設を設置	市民経済局

3 人権に関する相談・支援

－ 早期解決のための相談・支援を充実 －

「人間性豊かなまち・名古屋」の実現をめざすためには、すべての市民の人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚にすぐれた地域社会を築くことが重要です。しかしながら、現実には起こりうるさまざまな人権侵害に対しては、被害者救済の観点から実効性のある人権救済制度が求められており、国の人権擁護推進審議会の「人権救済制度の在り方について」と題する答申の中で、人権救済機関の設置、人権侵害の類型化、救済手法の整備など新たな人権救済制度が示されたところです。その中で、「相談」自体が有効な救済手法であること、同時に本格的な救済手続きへの導入や他の救済制度への紹介が可能となることなど、人権救済制度における「相談」の重要性が述べられています。

本市においては、市政相談や法律相談などのほかに、女性、子ども、高齢者など分野ごとにそれぞれ所管する課において対応してきましたが、人権という視点から市民の相談を受け止めて、必要な機関につながり仕組みづくりなど、人権問題の早期解決に向けた相談・支援体制の充実が必要です。そのため、市民からの人権に関わる相談については、現在行われている相談窓口を一層充実させ、個別の分野ごとの連携をすすめるほか、国、愛知県、関係機関とのネットワークの構築を検討します。

また、相談窓口においては、市民一人ひとりの事情の違いを認識して、個人の尊厳に配慮しながら相談に応じる姿勢が大切であり、職員の人権感覚の研さんに一層つとめます。

【施策の基本的方向】

- 人権擁護委員の活用を含めた人権相談のあり方を総合的に検討し、人権問題の早期解決をめざします。
- 個別の人権侵害に適切に対応するために、各分野における相談・支援機能の充実をはかります。
- 分野ごとの相談・支援機能の連携をはかるとともに、国、愛知県、関係機関とのネットワークを構築し、実効性のある仕組みづくりをすすめます。

【主な施策など】

施 策	具体的な施策名など	内 容 な ど	所管局
相談・支援	個別の課題に対応した相談窓口の充実	個別の相談について各局における窓口を明確にし、相談体制をさらに充実	総務局はじめ関係局
	国、愛知県、関係機関とのネットワーク構築の検討	人権問題の早期解決のため、適切な相談窓口を紹介できるよう、国、愛知県、関係機関の相談窓口とのネットワークの構築を検討	
女性	総合相談窓口の設置	ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど女性への人権侵害をはじめとするさまざまな相談について、問題解決の道すじへとつながる相談をめざす総合相談窓口を男女共同参画推進センター（仮称）に設置	総務局
	ドメスティック・バイオレンス防止に向けた関係機関との連携強化	女性への暴力の防止に向けて、予防から緊急介入、自立までの支援の充実をはかるため、民間、行政などの関係機関の連携を強化し、被害者支援ネットワークを形成	
	女性のための相談「イーブネット相談室」	女性のライフスタイルにともなって生じてくる問題や悩みを、自らが問題解決できるように支援する電話相談を実施	教育委員会
子ども	「子育て総合相談窓口」の設置	子育てに悩む親などさまざまな相談を気軽に行うことができるよう、保健所に窓口を設置	健康福祉局
	児童相談の実施	児童相談所において、養護、保健、心身障害、育成（不登校、しつけなど）などの児童相談を実施	
	児童相談所の体制強化	児童虐待の発生防止や早期発見、早期対応をはかるため、児童相談所の相談・援助体制を強化	
	児童虐待電話相談の実施	児童虐待電話相談を年中無休・24時間受け付け	
	母子相談の実施	各区役所において、母子相談員による母子家庭および寡婦についての相談を実施	

	「なごやこどもサポート連絡会議」の設置	いじめや児童虐待などの情報を交換し、広域的・組織的な問題や処遇困難なケースへの対応ができるよう、行政、警察、弁護士会、医師会、NPOなどによる連絡会議を設置	健康福祉局 教育委員会
	「地域子ども相談室」の設置	児童相談所の委託により継続的に保護を必要とする子どもや家庭を援助したり、子どもの虐待などについての相談に応じる地域子ども相談室を児童養護施設に設置	健康福祉局
	スクールカウンセラー、心の教室相談員の配置	子どもの心の悩み、不安、ストレスに対応するため、学校における相談体制の強化	教育委員会
	教育相談総合窓口、子ども教育相談「ハートフレンドなごや」の充実	いじめ、不登校、問題行動などに対応するため、相談窓口や専門機関の充実	
	子ども適応相談センター「なごやフレンドリーナウ」の充実		
	幼児期家庭教育に関する相談事業の実施	幼稚園や生涯学習センターにおいて、幼児期の家庭教育に関する相談事業を実施	
	相談機関紹介カード「あったかハート」の配布	子どもや保護者、学校関係者が抱えるさまざまな不安や悩みへの対応を強化	
	健康相談活動支援体制整備事業	養護教諭などが行う心の健康相談活動に対する支援の充実	
	少年の悩みごと相談	少年センターにおいて、人間関係、性格、精神衛生、教育、問題行為などの相談	
高齢者	介護・保健・福祉相談窓口の設置	区役所介護福祉課に、介護・保健・福祉に関する相談窓口を設置し、さまざまな相談に対応	健康福祉局
	在宅介護支援センターの充実	在宅の高齢者やその家族が、介護についての悩みを何でも気軽に相談でき、介護予防・生活支援のために適切なサービスを受けられるよう、相談窓口を充実	

	高齢者福祉相談の実施	各区役所において、高齢者福祉相談員によるひとり暮らし高齢者などを対象とした各種相談を実施	
障害者	障害者・痴ほう性高齢者権利擁護事業の充実	知的障害者、精神障害者、痴ほう性高齢者などで判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、権利擁護、財産管理などの相談・援助を実施	健康福祉局
	児童相談の実施	児童相談所において、養護、保健、心身障害、育成（不登校、しつけなど）などの児童相談を実施	
	障害児者の生活支援事業の充実	障害児者が地域で主体的に生きることができるよう、障害児者施設などにおいて、福祉サービスの利用援助や利用調整、相談などを実施	
同 和 問 題	文化センターなどの各種相談事業	文化センターにおいて、地域住民の生活や文化の向上をはかり、同和問題をはじめとする人権問題の解決に役立てることを目的として、生活相談をはじめ高齢者相談、健康相談など各種相談事業を行うとともに、弁護士会や法務局など関係機関と連携して、法律相談、人権相談、経営相談を実施 教育集会所において、生活相談や健康相談を実施	健康福祉局 はじめ関係局
	市民や企業への相談・支援	差別事象などへの対応や同和研修についての相談・支援を実施	
	えせ同和行為に対する相談・対応	同和の名のもとに不当な利益や義務のないことを要求する「えせ同和行為」について市民などからの相談に対応	
外国人	相談体制の拡充	名古屋国際センターにおいて、国や市民団体などさまざまな機関との連携を強化することによる相談体制の拡充、	市長室 市民経済局
	情報提供体制・内容の充実	住宅情報など生活情報の充実、語学ボ	
	語学ボランティア制度の拡充	ランティア制度の拡充、ビジネスなどで来名する外国人が安心して家族を同伴できるような事前情報の提供など、	
	外国人法律・市政相談	外国人市民に対する広報機能の充実	

患者その他	保健所における心の健康相談事業	保健所における「心の不健康」への対応	健康福祉局
	精神保健福祉センターにおける相談	精神保健福祉に関する専門相談などの実施	

第5章 分野別施策の推進

1 女性

－ 男女共同参画社会の実現をめざして －

男女がともにその個性を尊重し、能力を発揮していくためには、固定的な性別役割分業や性差別の解消に向けての平等意識の醸成が必要となります。

また、女性に対するあらゆる暴力の根絶や、女性が生涯にわたって健康に生きるための性と生殖に関わる健康と自己決定権の尊重は、女性の人権にとって不可欠です。

男女共同参画社会を実現するためには、男女の平等とあらゆる分野への男女の参画を推進することが重要であり、特に審議会などの意思決定・政策立案の場への女性の参画の促進とともに、働く場における男女平等を推進するため、労働における性差別を解消し、男女労働者が働き続けることができるよう、雇用環境などの条件整備が必要です。

女性も男性もお互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等に参画できるよう、取り組みを一層推進していきます。

【施策の基本的方向】

- 本市のあらゆる施策の基本に、男女の平等と参画の視点を貫き、男女共同参画社会の実現に向けた具体的な施策をすすめます。
- 男女の平等と参画の視点に立って社会制度・慣行の見直しに関する情報提供とともに、固定的な性別役割分業意識の解消に向けた啓発をすすめます。
- セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなど女性に対するあらゆる暴力の根絶への取り組みをすすめるとともに、生涯を通じた女性の健康、メディアにおける女性の人権の尊重の取り組みをすすめます。
- 労働においては、雇用における男女平等を確保するための取り組み、女性の職業能力の開発・育成、仕事と育児・介護の両立支援などをすすめます。
- あらゆる場への男女の参画を推進するため、本市の審議会や管理職への女性の登用促進、企業・団体・地域社会などの役員・管理職などの重要ポストへの登用のはたらきかけなど、意思決定・政策立案の場への女性の参画をすすめます。
- 人権尊重を基本とした男女平等を推進する教育・学習の充実をはかるとともに、生涯を通じた女性の学習活動を支援していきます。

【主な施策など】

施 策	具体的な施策名など	内 容 な ど	所管局
相談・支援	総合相談窓口の設置	ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど女性への人権侵害をはじめとするさまざまな相談について、問題解決の道すじへとつながる相談をめざす総合相談窓口を男女共同参画推進センター（仮称）に設置	総務局
	女性のための相談「イーブネット相談室」	女性のライフスタイルにともなって生じてくる問題や悩みを、自らが問題解決できるように支援する電話相談を実施	教育委員会
男女共同参画社会の実現に向けた総合的な推進	男女平等参画推進なごや条例の周知	男女平等参画推進なごや条例の主旨を説明会、パンフレットなどにより広く市民に周知	総務局
	男女共同参画プランなごや21の推進	男女共同参画社会の実現に向けて、本市のとりべき施策の方向と内容を明らかにし、男女共同参画社会の形成を推進するとともに、相談、活動支援、学習・研修、情報交換・情報発信などの機能を備えた拠点を設置・運営	
	男女共同参画推進センター（仮称）の設置		
女性に対するあらゆる暴力の防止	啓発誌発行、講演会開催、インターネットホームページなどによる啓発	ドメスティック・バイオレンスなど、女性に対する暴力の防止のため、広く市民の理解を深める意識啓発を実施	総務局
	民間シェルターへの支援	関係機関とのネットワーク化をはかり、暴力から逃れるために駆け込める女性のための民間シェルター（緊急一時避難所）を支援	
	ドメスティック・バイオレンス防止に向けた関係機関との連携強化	女性への暴力防止に向けて、予防から緊急介入、自立までの支援の充実をはかるため、民間、行政などの関係機関の連携を強化し、被害者支援ネットワークを形成	
	母子等緊急一時保護事業の実施	暴力などにより、緊急に保護を必要とする母子などを母子生活支援施設で一時保護	健康福祉局

生涯を通じた女性の健康支援	啓発誌などによる情報提供と学習機会の充実	子どもを産む、産まない、何人をいつ産むかなど性と生殖に関する自己決定権を女性の権利として保障するリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利） ^{（注１）} に関する意識浸透のために情報を提供するとともに学習の機会を充実	総務局
メディアにおける女性の人権の尊重	広報物ガイドライン ^{（注２）} の活用	「広報物ガイドライン」の活用により、本市が広報物を発行する際に配慮すべき事項を徹底するとともに、各企業・団体などの自発的な取り組みを促進	総務局
	メディアにおける女性の人権尊重の取り組みの促進	意識形成に大きな影響を持つメディアへの女性の登用および性・暴力表現根絶のはたらきかけ	
生涯を通じた女性の学習活動の促進	学習機会・学習情報の提供	女性の人権尊重、女性問題の解決などに向け、講演会、講座の開催による学習機会の提供や図書・資料などによる学習情報の提供	総務局 教育委員会
意思決定・政策立案の場への女性参画の促進	審議会などへの女性委員登用の促進	本市の意思決定・政策立案過程への女性の参画を促進するため、人材の調査、人材情報の整備や人材育成により、審議会などへの女性委員の登用を促進	総務局
	重要ポストへの女性の積極的登用のはたらきかけ	企業・団体の役員、管理職や地域活動のリーダーなど、重要ポストへの女性の積極的登用のはたらきかけ	
雇用などの分野における男女平等の促進	情報誌の発行、講演会の開催	労働の場における性による差別の解消に向けた意識啓発を実施	総務局 市民経済局
	講座、情報提供など	働く女性の職業能力の開発・育成の支援	

（注１） 【リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）】

国際人口開発会議（１９９４年、カイロ）で明記され、第４回世界女性会議（１９９５年、北京）の行動綱領に盛り込まれた概念。従来の女性の健康が「妊娠・出産」に限定されがちであったのに対し、女性の生涯にわたって自分の健康を主体的に確保することをめざす考え方。

（注２） 【広報物ガイドライン】

「男女共同参画を推進するための広報出版物等の作成に関するガイドライン」（平成１０（１９９８）年 男女共同参画推進会議策定）。広報物の表現を男女平等の視点で見直し、より適正な表現にしていくことにより、性別によって役割を固定化するような意識の解消をはかることを目的とする。

就業環境の整備のための事業者などへの啓発	男女がともに仕事と家庭を両立できるよう育児休業制度、介護休業制度の定着・充実を促進するための啓発を実施
----------------------	---

2 子ども

ー 子どもの人権が尊重される社会の実現のために ー

子どもの人権が尊重される社会を実現するためには、子どもの権利条約においてうたわれているように、子どもを権利の主体と位置づけ、子どもの最善の利益を尊重する視点を持つことが必要です。このため、子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、子どもの基本的人権が最大限尊重されるよう、この条約の主旨の普及・啓発につとめるとともに、人権尊重教育の推進や相談・支援体制の充実をはかることが大切です。

近年増加しているいじめや児童虐待に対しては、子どもの人権に関する重大問題としてとらえ、子どもの安全確認を最優先に、家庭や地域、学校などの関係機関と連携して早期発見・早期対応につとめていく必要があります。

また、子どもの健全育成の推進、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備などの施策をすすめていく必要があります。

【施策の基本的方向】

- 子どもの人権を守るため、行政、学校、地域、家庭、企業、NPOなど社会の構成員それぞれが積極的な行動や協力を行うなど、社会全体で支援していく仕組みづくりをすすめます。
- 子育てを支援するため、相談援助体制の充実をはかるとともに、いじめや児童虐待などに対して、地域の人びとや関係機関などとの連携・協力のもと、その発生防止、早期発見・早期対応のための体制の強化をはかります。
- いじめや児童虐待などの被害を受けた子どもの心のケアに取り組むとともに、虐待を行った保護者に対する指導を実施し、援助を必要とする子どもと家庭の自立を支援します。
- 子どもの人権条約の主旨や内容の周知およびその精神を生かした人権尊重教育などの施策の推進をはかり、お互いの人権を認めあう人間性豊かな子どもの育成につとめます。
- 家庭、学校、地域、関係機関が一体となって青少年が健やかに育つ環境づくりを推進します。

【主な施策など】

施 策	具体的な施策名など	内 容 な ど	所管局
相談・支援	「子育て総合相談窓口」の設置	子育てに悩む親などがさまざまな相談を気軽に行うことができるよう、保健所に窓口を設置	健康福祉局

子育て教室の実施	子育てに関する知識を普及し、悩みの解消をはかるため、乳幼児を持つ親などに対して、医師などの専門家の講話や実技指導を実施	
「子育てサロン」の拡充	妊婦や初めて乳児を持つ親がお互いに交流し、子育ての情報の交流や仲間づくりができるよう、交流の場を開設	
「なごや子育て情報プラザ」の設置	子育て支援、交流のネットワークの拠点施設として、のびのび子育てサポート事業や子育てサークルの支援などの事業を実施する施設を設置	
児童相談の実施	児童相談所において、養護、保健、心身障害、育成（不登校、しつけなど）などの児童相談を実施	
児童相談所の体制強化	児童虐待の発生防止や早期発見、早期対応をはかるため、児童相談所の相談・援助体制を強化	
児童虐待電話相談の実施	児童虐待電話相談を年中無休・24時間受け付け	
「なごやこどもサポート連絡会議」の設置	いじめや児童虐待などの情報を交換し、広域的・組織的な問題や処遇困難なケースへの対応ができるよう、行政、警察、弁護士会、医師会、NPOなどによる連絡会議を設置	健康福祉局 教育委員会
児童一時保護施設（シェルター）の設置	いじめや虐待などにより、集団生活になじめない児童を家庭的な環境のもとで一時的に保護するシェルターを設置	健康福祉局
「地域子ども相談室」の設置	児童相談所の委託により継続的に保護を必要とする子どもや家庭を援助したり、子どもの虐待などについての相談に応じる地域子ども相談室を児童養護施設に設置	
「保育所子育て支援事業」の実施	保育所を開放して、育児に関する相談や子育て講座を実施	
虐待防止マニュアル・リーフレットの作成、虐待防止シンポジウムの開催	子どもの安全確認を最優先し、虐待対応マニュアルを見直すなど客観的な保護の判断基準を設けるとともに、虐待の発生を防ぐための意識啓発を充実	

	母子相談の実施	各区役所において、母子相談員による母子家庭および寡婦についての相談を実施	
	スクールカウンセラー、心の教室相談員の配置	子どもの心の悩み、不安、ストレスに対応するため、学校における相談体制の強化	教育委員会
	教育相談総合窓口、子ども教育相談「ハートフレンドなごや」の充実	いじめ、不登校、問題行動などに対応するため、相談窓口や専門機関の充実	
	子ども適応相談センター「なごやフレンドリーナウ」の充実		
	幼児期家庭教育に関する相談事業の実施	幼稚園や生涯学習センターにおいて、幼児期の家庭教育に関する相談事業を実施	
	相談機関紹介カード「あったかハート」の配布	子どもや保護者、学校関係者が抱えるさまざまな不安や悩みへの対応を強化	
	健康相談活動支援体制整備事業	養護教諭などが行う心の健康相談活動に対する支援の充実	
	少年の悩みごと相談	少年センターにおいて、人間関係、性格、精神衛生、教育、問題行為などの相談	
子どもの自立に向けた支援	カウンセリングなど心理療法の実施	児童相談所や児童養護施設などで、虐待やいじめなどの被害を受けた子どもの心のケアを充実	健康福祉局
子どもの権利条約の周知	啓発用パンフレットの作成	条約の主旨や内容を広く市民にわかりやすく周知していくため、パンフレットなどを利用した啓発活動を実施	教育委員会
人権尊重教育・豊かな人間性を育む教育の推進	指導資料の活用	あらゆる差別や偏見をなくし、お互いの人権を認めあう人間性豊かな児童・生徒を育成するため、人権尊重教育を推進	教育委員会
	心の教育の充実	生命を尊重する心、他者へのおもいやりなど生きる力の核となる豊かな人間性を育む心の教育を充実	
	体験活動の充実	ボランティア活動、環境保護活動など多様な体験活動を展開	

地域社会 が一体と なった青 少年の育 成	青少年の自主的活動 の支援	家庭、学校、地域、関係機関が一体と なって青少年が健やかに育つ環境づく りを推進	教育委員会
	薬物乱用防止対策の 推進		
	有害図書などの氾濫 防止など		

3 高齢者

－ 高齢者が安心して暮らせる社会の実現に向けて －

高齢者は、多年にわたって社会の進展に寄与してきた人びとであり、人として尊ばれ、社会の一員として生涯にわたって健やかで安らぎのある人生を送れるよう、その主体的な生き方は十分尊重されなければなりません。

今日の高齢社会においては、高齢者像も多様化しており、高齢者の人権問題を一律にとらえることはできませんが、ねたきり高齢者や痴ほう性高齢者など介護を必要とする高齢者への身体的・心理的・経済的虐待への適切な対応や、高齢者が地域において安心して生活できるための相談・支援体制の整備などを推進していく必要があります。

また、高齢者の多くは元気で自立しており、高齢者がいつまでも人間としての尊厳をもって、健康でいきいきした高齢期を実現できるよう、生きがいづくりの支援や活動の場の確保を推進します。

【施策の基本的方向】

- 虐待などの高齢者に対する人権侵害を防止するための啓発をすすめるとともに、安心して介護が受けられるよう介護サービスの質の確保をはかります。
- 相談や援助の充実、生活の場の確保など、自立して生活するには不安のあるひとり暮らし高齢者などが地域で安心して暮らすことができるよう支援します。
- 就業、文化活動、地域活動、ボランティア活動などを通じて、高齢者の生きがいを高め、自己実現と社会参加をはかることができるよう支援します。

【主な施策など】

施 策	具体的な施策名など	内 容 な ど	所管局
介護サービスの質の確保	「NAGOAかいごネット」の開設	事業者が自己の介護サービスを自主的に改善する契機となるよう、事業者自身がサービス情報を発信するホームページを開設	健康福祉局
	介護保険アドバイザー事業の実施	介護サービスを安心して受けられるよう、契約時に同席したり、サービスや契約に関する疑問や不安についての相談・助言を実施	

	事業者自己評価・ユーザー評価事業の実施	事業者が自己の介護サービスの問題点を知り、サービスの質を高めることができるよう、あらかじめ本市が定めた評価項目について、サービスの提供者（事業者）と利用者がそれぞれ評価	
相談・支援	介護・保健・福祉相談窓口の設置	区役所介護福祉課に、介護・保健・福祉に関する相談窓口を設置し、さまざまな相談に対応	健康福祉局
	在宅介護支援センターの充実	在宅の高齢者やその家族が、介護についての悩みを何でも気軽に相談でき、介護予防・生活支援のために適切なサービスを受けられるよう、相談窓口を充実	
	高齢者福祉相談の実施	各区役所において、高齢者福祉相談員によるひとり暮らし高齢者などを対象とした各種相談を実施	
ひとり暮らし高齢者・痴呆性高齢者などへの支援	生活援助型食事サービス事業の拡充	虚弱な高齢者などの在宅生活を支援するため、ボランティア団体などと協力して、自炊が難しいひとり暮らし高齢者や身体障害者などの自宅に食事を配達するとともに安否の確認などを実施	健康福祉局
	緊急通報装置（あんしん電話）の貸与	心臓病などの慢性疾患がある虚弱なひとり暮らしの高齢者や身体障害者が安心して生活できるよう、救急や火災などの際に非常連絡ができる特殊電話機を貸与	
	高齢者自立支援生きがい通所事業の実施	身体的にやや虚弱な高齢者の社会参加を支援するため、福祉会館や地域のコミュニティセンターなどで健康増進活動やレクリエーション活動を実施	
	高齢者自立支援訪問事業の実施	日常生活の支援が必要なひとり暮らし高齢者などの自立を助け、要介護状態への進行を予防するため、ヘルパーを派遣し、日常生活や家事に関する支援・指導を実施	

	障害者・痴ほう性高齢者権利擁護事業の実施	知的障害者、精神障害者、痴ほう性高齢者などで判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、権利擁護、財産管理などの相談・援助を実施	
	はいかい高齢者家族支援サービス事業の検討	介護者の負担を軽減するため、痴ほう性高齢者などがはいかいした場合に、小型発信機の活用などにより早期発見・早期保護ができるよう支援	
生活の場と住宅の供給	ケアハウス・軽費老人ホームの整備	身体機能の低下などにより独立して生活することに不安がある高齢者が、在宅サービスを活用しながら自立した生活ができる入所施設を整備	健康福祉局
	養護老人ホームの整備	心身または家庭環境の理由と経済的理由により在宅での養護を受けることが難しい高齢者の入所施設を整備	
	生活支援ハウス ^(注1) の整備	常時の介護は必要としないが、在宅での生活に不安のある高齢者が、専任の職員の援助を受けながら安心して生活することができる入所施設を整備	
	シルバーハウジングの供給	高齢者に配慮した市営住宅に、緊急通報装置や高齢者の交流施設を整備するとともに、特別養護老人ホームなどから生活援助員を派遣し、日常の安否確認などの生活支援サービスを提供するシルバーハウジングを供給	住宅都市局 健康福祉局
生きがいを感じられる生活への支援	高齢者就業支援センター事業の実施	高齢者の就業意欲に応えることができるよう、相談、情報の提供、技能講習、仕事の紹介まで一貫したサービスを提供	健康福祉局
	シルバー人材センター事業の実施	高齢者がその豊かな知識や経験を生かして生きがいを高め、社会活動を行うことができるよう、臨時的・短期的な就業の場を提供	

(注1) 【生活支援ハウス】

自立して生活することに不安のある高齢者のために、デイサービス施設などに居住部門をあわせて整備した小規模多機能施設。

	高年大学「鯨城学園」の充実	高齢者の生きがいを高め、地域活動の推進的役割を果たすことのできる人材を養成するため、学習の場を提供	
--	---------------	---	--

4 障害者

－ 障害者の自立と社会参加のために －

障害者の自立と社会参加を促進するためには、障害者の生涯のすべての段階や場面において、全人間的復権をめざす「リハビリテーション」の理念と、障害の有無にかかわらず、すべての市民がともに暮らし活動する社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念の実現をはかっていくことが重要です。この二つの理念をふまえ、障害者を含むすべての市民が地域でともに生活できるよう、障害者の自立と、社会生活における物理的・心理的な障壁をなくすバリアフリーの実現をはかっていく必要があります。

障害者に対する医療や介護技術には相当の進歩がありますが、その一方で、障害の重度化や重複化がさまざまな形で進行しており、また、障害者自身の高齢化やその介護者の高齢化といった問題もあわせて進行しています。このような状況をふまえ、在宅および施設の両面にわたって必要な福祉基盤の整備をはかるなど、総合的・体系的な施策の推進が求められています。

また、障害者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、障害者の働く場や生活の場を確保するとともに、地域での生活を支援し、社会参加の促進をはかる必要があります。

【施策の基本的方向】

- ノーマライゼーションの理念を実現するため、障害への理解を深め、物理的・心理的な障壁（バリア）をなくすバリアフリーのまちづくりをすすめます。
- 障害者などの権利を擁護するため、金銭管理や財産保全サービスを実施するとともに、専門的な相談事業を実施します。
- 障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域での療育やリハビリテーション、精神保健の充実をはかるとともに、身近な場所での相談機能の充実や生活の場の確保など、地域生活支援を実施します。
- 障害の重度化・重複化や障害者・介護者の高齢化に対応するため、重症心身障害児者への支援や重症心身障害児者施設をはじめとした障害児者施設の整備を引き続きすすめます。
- 障害のある児童・生徒が、障害の種類や程度に応じて適切な教育を受けることができるよう、やさしさとぬくもりを大切にした障害児教育をすすめます。
- 障害者の就労支援や働く場の確保を通じて、障害者の自立と社会参加を促進します。

【主な施策など】

施 策	具体的な施策名など	内 容 な ど	所管局
地 域 に お け る 自 立 し た 生 活 の 支 援	障害児者の生活支援事業	障害児者が地域で主体的に生きることができるよう、障害児者施設などにおいて、福祉サービスの利用援助や調整、相談などを実施	健康福祉局
	障害者住宅環境の改善	玄関などの段差解消や浴室・トイレの改造など障害者の住宅環境を改善するため、理学療法士などが障害者の居宅を訪問して相談を行うとともに、改造工事費を助成	
	ホームヘルプサービス事業	障害児者の在宅での生活を支援するため、日常生活に支障のある障害児者のいる世帯に家事・介護サービスを実施	
	障害児者短期入所（ショートステイ）事業	障害児者の在宅での生活を支援するため、保護者の疾病など家庭での介護が一時的に困難となった場合に、施設などで短期間の介護を実施	
	重度障害者移動入浴事業の実施	家庭で入浴することが難しい重度障害者宅に移動入浴車を派遣して、入浴サービスを実施	
相 談 ・ 支 援	障害者・痴ほう性高齢者権利擁護事業の実施	知的障害者、精神障害者、痴ほう性高齢者などで判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、権利擁護、財産管理などの相談・援助を実施	健康福祉局
	児童相談の実施	児童相談所において、養護、保健、心身障害、育成（不登校、しつけなど）などの児童相談を実施	
精 神 保 健 の 充 実	精神保健福祉活動の推進	市民の心の健康づくりの推進や精神障害者の社会復帰・社会参加の促進をはかるため、精神保健福祉活動の中心となる精神保健福祉センターにおいて、普及啓発や専門相談、精神科デイケア、関係機関への技術援助などを実施	健康福祉局

		保健所において、精神保健福祉に関する相談、訪問相談、社会復帰のための相談指導事業、地域組織の育成援助などを実施	
	精神障害者に対する適正な医療の確保	精神障害者の人権に配慮した適正な医療と保護をはかるため、精神病院に対して実地指導、実地審査を行うとともに、精神医療審査会において入院の可否および入院患者の処遇の適否の審査を実施	
地域における生活の場の確保	精神障害者福祉ホームの整備	精神障害者が自立した生活を送ることができるよう、低料金で利用できる居室や交流スペースを有する施設を整備	健康福祉局
	知的障害者・精神障害者グループホームの設置	障害者が、地域において自立した生活を送ることができるよう、専任の職員による援助を受けて共同して生活する事業を実施	
	知的障害者通所更生施設の整備	知的障害者が自立した生活を送ることができるよう、通所による指導・訓練を行う施設を整備	
	精神障害者生活訓練施設の整備	精神障害者が日常生活に適応することができるよう、必要な訓練や指導を行うことにより、社会復帰を促進する入所施設を整備	
	身体障害者日帰り介護（デイサービス）施設の整備	在宅の重度身体障害者が生きがいを高め、自立した生活を送ることができるよう、創作的活動、軽作業、日常生活訓練を行う施設を整備	
	知的障害者日帰り介護（デイサービス）施設の整備	在宅の重度知的障害者が生きがいを高め、自立した生活を送ることができるよう、創作的活動、軽作業、日常生活訓練を行う施設を整備	
障害児者施設の充実	身体障害者療護施設の整備	常時の介護が必要な重度身体障害者が安心して生活を送ることができるよう、日常生活の訓練や介護を行う入所施設を整備	健康福祉局

	知的障害者更生施設の整備	知的障害者が自立した生活を送ることができるよう、必要な指導、訓練を行う入所施設を整備	
雇用促進と福祉的就労の場の確保	障害者雇用支援センターの充実	一般就労をめざす障害者に、就業に必要な系統的な訓練を実施するとともに、企業などにはたらきかけ、就職から職場定着に至るまで一貫した援助を実施	健康福祉局
	福祉的就労の場の確保	障害者が就労の機会を得て自活することができるよう、作業訓練や指導を行う通所授産施設を整備	
		障害者に作業の場を提供して作業指導や生活訓練を行う小規模作業所を支援	
社会参加の促進	市営交通料金の軽減	障害者の社会参加を促進するため、市営公共交通料金などの軽減を実施	健康福祉局
	重度障害者へのガイドヘルパー派遣事業	単独で外出困難な障害者の日常生活を支援するため、ガイドヘルパーを派遣	
	障害者情報ネットワーク事業	障害者の情報格差の解消とコミュニケーション手段の拡大などをはかるため、障害者情報ネットワーク事業を実施	
安全で快適な移動手段などの確保	福祉都市環境整備指針の改定	関係法令の改正や技術的進歩に対応するとともに、ユニバーサルデザインの導入や心のバリアフリーの推進など新たな考え方を取り入れて、本市の福祉都市環境整備の方向性と技術的基準を定めた指針を改定	健康福祉局 はじめ関係局

		交通バリアフリー法 ^(注1) に基づく基本構想の策定	高齢者や障害者などが安全で快適に移動できるよう、旅客施設を中心とした一定の地区を重点整備地区として定め、旅客施設とこれを取り巻く周辺の道路、駅前広場、信号機などを一体的にバリアフリー化していくための基本構想を策定	
		公共交通機関におけるバリアフリー化の推進	公共交通機関を利用した移動の利便性および安全性の向上をはかるため、公共交通サービスの確保につとめ、地下鉄駅などへのエレベーターの設置、ノンステップバスの導入拡充や車内案内表示装置の設置などを推進	交通局 緑政土木局 健康福祉局
障害者の学習機会の充実	講座の開設	障害者と健常者との交流	障害者の学習を支援するボランティアの協力を得ながら障害者を対象とした講座を開設するなど、学習機会の充実と障害者と健常者との交流を促進	教育委員会
障害児教育の充実	障害児学級、通級指導教室の増設		小中学校に障害児学級や通級指導教室を増設	教育委員会
	重複障害学級の設置		養護学校高等部において、重複障害学級を設置	
心のバリアフリーの推進	子どもの頃からの障害者との交流の機会の充実		家庭、地域、学校、職場などで交流の機会を通じて、障害および障害者への理解を深め、障害の有無などにかかわらず、すべての人がともに暮らすまちづくりをすすめるための啓発活動を広く推進	健康福祉局 はじめ関係局
	障害への理解を深める啓発活動の推進			

(注1) 【交通バリアフリー法】

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」。

公共交通事業者に対し、新たに整備する旅客施設や車両などのバリアフリー化を義務付けている。市町村は、旅客施設を含んだ一定範囲を重点整備地区として指定し、総合的なバリアフリー化の基本構想を策定することができ、これに基づき公共交通事業者、道路管理者などが、それぞれの事業をすすめていくこととしている。

5 同和問題

－ 同和問題の早期解決に向けて －

同和問題は、生まれ育った地域により、いわれなき差別や不利益をこうむることがあるという基本的人権や人間としての尊厳に関わる重大な社会問題です。

昭和40(1965)年の同和対策審議会の答申では、同和問題は「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」であり、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」としました。

こうした中で、国や地方公共団体においては、問題解決の緊急性、重大性に鑑み、差別解消に向けた取り組みがさまざまな分野において総合対策として、すすめられてきたところです。

本市においても、国の動向をふまえ、同和対策事業を市政の重要な柱として位置づけ、問題の緊急性と重要性から、総合的・計画的に特別対策を実施し、課題解決にあたってきたところです。

こうした取り組みの中で、地域の生活環境や関係者がおかれた状況は、大きく改善され、実態的な差別は解消しつつあります。

しかし、教育、就労、産業などの分野においてなお残された課題があり、早期に解決をはかっていく必要があります。

一方、本市が実施した「同和問題と市民の意識」調査では、人権尊重の重要性についての認識をはじめ、性差や結婚に関わる認識などにおいて人権意識の高揚が見られる反面、雇用・結婚に際しての身元調査や結婚に関わる認識の一部に、依然として、差別意識の解消と人権意識高揚に向けての課題があるところです。

同和問題の解決に向けて、市民の一人ひとりがさまざまな場や機会を通して、人権問題としての同和問題について、正しい理解と認識を深め、人権が尊重され、差別や偏見がない地域社会を実現していくことが、緊急かつ重要な課題となっています。

【施策の基本的方向】

- 同和問題の解決に向けての対応は、地対財特法の失効により特別対策としての緊急かつ重点的対応から、総合的視点に立った一般対策としての取り組みへと新たな転換をはかります。その際、これまでの事業の成果や実績を損ねることのないよう、地域の状況や事業の必要性を十分に考慮していきます。
- 当面の同和問題の解決に向けての取り組みは、なお残された課題の早急な解決と較差是正をはかるため、必要性、重要性が高い施策について、一定の条件のもと、必要な経過措置を講じるとともに、一般対策としての対応を円滑に行っていくため、個々の一般施策に

一定の工夫・改善を行うなど、総合的視点に立った施策の推進につとめるとともに、人権尊重のまちづくりをすすめます。

- 同和問題の解決は、さまざまな人権問題の解決に向けた取り組みと一体的に推進されてこそ、大きく前進していくこととなります。このため、市民一人ひとりが自らの問題として同和問題についての正しい理解と認識を持つとともに、人権尊重の理念についての理解を深めるよう、学校教育および社会教育の場において、人権尊重の教育を一層すすめ、人権意識の高揚をはかります。
- 人権啓発としては、さまざまな場や機会を通じて、人権問題における重要な課題として、同和問題についての正しい理解を深めるための啓発活動を積極的かつ効果的に実施します。

【主な施策など】

施 策	具体的な施策名など	内 容 な ど	所管局
啓発活動の推進	同和問題の理解促進のための市民啓発の推進	差別意識の解消と人権意識の高揚をはかるため、講演会、啓発資料の作成・配布などの市民啓発事業を実施	健康福祉局 はじめ関係局
	同和問題の解決に向けた市民の自主的啓発活動や取り組みへの支援	地域社会における市民の自主的な啓発活動の取り組みを支援	
	人権感覚を磨く職員研修の充実	人権問題としての同和問題について、職員の正しい理解と認識を深めるため、新規採用者研修など各種研修を実施するほか、研修指導者を養成	総務局
学校教育および社会教育の充実	学校教育における人権尊重教育の推進	あらゆる差別や偏見をなくし、お互いの人権を認めあう人間性豊かな児童生徒を育成する人権尊重教育の推進、指導資料の作成および人権尊重教育に関する研究	教育委員会
	教職員の研修の充実	人権尊重教育の充実や教職員の人権感覚の高揚をめざす研修の実施	
	社会教育における人権教育の推進	差別意識の解消と人権意識の高揚をはかるため、社会教育施設における市民の自主的な学習活動の支援、講座・講演会などの開催、同和教育関係資料の整備・提供	教育委員会 健康福祉局

		文化センターおよび教育集会所に指導員を配置し、教養文化、スポーツ講座などを開催	
	奨学金などの貸与、支給	奨学金などの貸与、支給により高校や大学などへの修学を支援	
社会福祉の増進および保健衛生の向上	文化センターの運営	自立意識の高揚と地域における人権・福祉・地域交流などの拠点としての取り組みの推進	健康福祉局
	生活の安定向上と社会福祉の増進	生活の安定向上と社会福祉の増進をはかるため、緊急生活資金の貸付などを実施	
	保健衛生の向上	保健衛生や健康管理の向上をはかるため、健康相談事業などを実施	
	高齢者への生活支援	高齢者などの福祉の増進をはかるため家族介護者教室などの実施や在宅介護支援センターなどとの連携	
中小企業の振興	経営の支援	経営相談および融資制度の実施	市民経済局
生活環境の改善	住宅地区改良事業残存事業	生活環境の改善のために住宅地区改良事業残存事業を実施	住宅都市局
相談・支援	文化センターなどの各種相談事業の実施	文化センターにおいて、地域住民の生活や文化の向上をはかり、同和問題をはじめとする人権問題の解決に役立てることを目的として、生活相談、高齢者相談など各種相談事業を行うとともに、弁護士会や法務局など関係機関と連携して、法律相談、人権相談、経営相談を実施 教育集会所において、生活相談や健康相談を実施	健康福祉局 はじめ関係局
	市民・企業・団体への相談・支援	差別事象などへの対応や同和研修についての相談・支援を実施	
	えせ同和行為に対する相談・対応	同和の名のもとに不当な利益や義務のないことを要求する「えせ同和行為」について市民などからの相談に対応	

(含経過措置)

6 外国人

－ 外国人市民が暮らしやすいまちづくりをめざして －

市内の外国人登録者数は、平成13（2001）年末には5万1千人を超え、本市人口の約2.3%を占めており、この10年間で約1万1千人増加しています。国籍別には、韓国または朝鮮の人びとが約5割を占めるものの少しずつ減少する一方で、日本語を日常的に話すことの少ない中国やブラジルの人びとが10年前と比較して約2倍に増加しており、小中学校の就学年齢にあたるこれら外国籍の子どもたちも増加しています。

国際都市として、世界に開かれたまちづくりをすすめるためには、NPOやボランティアなどとのパートナーシップにより、日本人のみならず外国人であっても必要な情報やサービスを受けることのでき、安心して暮らせるまちづくりをすすめるとともに、外国人市民を地域の一員として受け入れることのできる社会を形成していくことが求められています。

また、外国人への差別の解消に向け、市民への啓発活動をすすめるとともに、差別や偏見をなくし人権尊重についての理解を深めるために、学校教育や社会教育などの場において人権教育をすすめます。

【施策の基本的方向】

- 地域で生活する外国人市民が地域社会の一員として受け入れられ、日常生活で不便や困難を生じることがなく安心して生活できる、外国人市民が暮らしやすいまちづくりをすすめます。
- 外国人に対する無理解や差別を解消するとともに、文化や生活習慣の違いから生じる誤解や偏見をなくし、地域社会に参画しやすい環境づくりをすすめるための教育や啓発活動を推進します。

【主な施策など】

施 策	具体的な施策名など	内 容 な ど	所管局
外国人市民へのサービスの充実	相談体制の拡充	名古屋国際センターにおいて、国や市民団体などさまざまな機関との連携を強化することによる相談体制の拡充、住宅情報など生活情報の充実、語学ボランティア制度の拡充、ビジネスなどで来名する外国人が安心して家族を同伴できるような事前情報の提供など、外国人市民に対する広報機能の充実	市長室 市民経済局
	情報提供体制・内容の充実		
	語学ボランティア制度の拡充		
	外国人法律・市政相談		

外国人市民に対する広聴機能の強化	外国人市民との懇談会を開催	外国人市民の意見を市政へ生かすことができるよう外国人市民との懇談会などを開催	市民経済局
	市政世論調査、市政モニターアンケート	市政世論調査・市政モニターアンケートにおいて対象者に外国人市民を含めるなど広聴機能を拡充	
外国人市民が地域社会に参画しやすい環境づくり	情報交換できる機会づくり	地域住民と地域に居住する外国人市民が情報交換できる機会づくり	市民経済局
	ボランティア活動の促進、機会づくり	市民による日本語教室などボランティア活動を促進 外国人市民によるボランティア活動の機会づくり	市長室
	外国人生徒・児童などの日本語教育・相談の充実	日本語指導講師の派遣による日本語指導および教科指導 学校生活に円滑に対応できるよう、教育相談機能の強化と個別指導の充実	教育委員会
	円滑な就学	円滑な就学のため複数言語による小中学校への入学案内を実施	
市民交流の促進	国際理解の促進	名古屋国際センターや国際留学生会館において、外国の歴史・文化、言語、名古屋との歴史的な関わりあいなどをテーマとした講座・講演会を開催	市長室
国際感覚を身につける教育の推進	外国人との交流や外国の生活・文化を学ぶ体験活動など	異文化に対する理解を深めるとともに、異なる文化を持つ人びととともに生きていくことの大切さを学ぶ教育を推進	教育委員会
	職員、教員に対する研修の実施	職員、教員に対する国際感覚を身につけるための研修などの実施	総務局 教育委員会

7 患者その他・新たな人権に関する問題

－ さまざまな偏見・差別の解消に向けて －

H I V感染者、ハンセン病患者や元患者が、職場からの迫害、入園や入学の拒否、医療現場における差別、プライバシー侵害などを受け、社会問題となっています。感染症によって、いわれのない差別や偏見を受けることがないように、感染症に関する正しい知識の普及や理解の促進をはかることが大切です。

「心の不健康」といわれる問題は、社会が複雑化する中でストレスの高まりなどにより、神経症、うつ症状、睡眠障害などの症状にあらわれるといわれており、心の健康の保持増進が必要となっています。

ホームレスの人については、平成13（2001）年度に本市が実施した聞きとり調査によれば高年齢者層が多いことや、野宿生活の期間が長期化していることなど、長期にわたる厳しい生活環境のもとで健康を害していたり、日々の生活に困窮している実態があり、早急な取り組みが求められています。ホームレス問題は、ホームレスの人自身が地域社会の一員として社会生活が送れるよう支援することが基本であり、関係機関や市民活動との連携をはかりながら、住宅、就労、福祉、医療などの面で、総合的な取り組みをすすめていくことが必要です。

刑を終えて出所した人、犯罪被害者、アイヌの人びと、婚外子、同性愛者などに対するさまざまな人権問題のほか、情報化社会の進展にともなうインターネット上の人権侵害やプライバシー保護の問題が生じており、こうした社会情勢の変化にともない新たに顕在化してきた人権問題への対応も必要となっています。

【施策の基本的方向】

- H I V感染者やハンセン病患者などへの偏見や差別をなくすため、感染症などに関する理解を深める教育・啓発活動、支援体制を充実させていきます。
- 感染症の発生予防のため、感染症に関する情報提供や医療相談体制を充実させていきます。
- 「心の不健康」を早期に発見し、適切な対応をはかることにより、市民の心の健康づくりを支援していきます。
- ホームレスの人の自立を支援するため、ホームレス援護施策推進本部を中心に関係機関や市民活動との連携をはかりながら、総合的な援護施策をすすめます。
- 社会情勢の変化などにより新たに起こりうる人権問題については、それぞれの問題の性質や状況に応じて、その解決に向けた施策の検討に取り組みます。

【主な施策など】

施 策	具体的な施策名など	内 容 な ど	所管局
感染症の予防 とまん延防止	エイズ、ハンセン病 等感染症に関する講 演会、研修会などの 開催、リーフレッ ト・パンフレットの 配布、ポスターの掲 示	エイズについては、年間を通しての啓発活動とともに、「世界エイズデー」を中心に啓発活動を集中的に展開。また、NGOをはじめとする民間団体との連携による啓発活動により、正しい知識の普及を推進	健康福祉局
		ハンセン病については、「ハンセン病を正しく理解する週間」を中心とした啓発活動を集中的に展開することにより、正しい知識の普及につとめるとともに、診療所の慰問を通じた入所者との交流事業、患者・元患者に対する相談窓口を設置	
		その他の感染症についても、機会をとらえて普及啓発活動を実施するとともに、患者のプライバシーの確保など人権に配慮した対応の推進 感染症に関する予防体制、予防啓発を充実し、感染症の発生を予防	
		感染症の発生時においては、患者の人権に配慮しつつ、迅速かつ適切な対応を行い、まん延防止	
心の健康づく りの支援	保健所における心の健康相談事業	保健所における「心の不健康」への対応	健康福祉局
	精神保健福祉センターにおける啓発、相談、指導	精神保健福祉に関する普及啓発や専門相談、関係機関への技術指導などを実施	
緩和ケア（ホスピス）の実施	緩和ケア（ホスピス）の実施に向けた検討	市立病院において、末期がん患者が最期まで人間の尊厳を保ちながら意義ある人生を送ることができるよう配慮し、患者とその家族を身体的・精神的・社会的などさまざまな側面から支援することを目的とした緩和ケア（ホスピス）の実施を検討	健康福祉局
難病患者への地域生活支援	居宅生活支援事業の実施	日常生活を営むのに支障のある難病患者の在宅療養を支援	健康福祉局

ホームレス自立支援施策	ホームレス援護施策推進本部による推進		ホームレスの人の自立に向けた援護施策を総合的かつ円滑に推進するため、全庁的体制により連携をはかりながら援護を実施	総務局、健康福祉局、緑政土木局はじめ各局
	住まいの確保	福祉施設への入所	更生施設・養護老人ホームの整備を検討	健康福祉局はじめ関係局
			更生施設、宿所提供施設、簡易宿泊所、養護老人ホームなどへの入所	
		公営住宅・民間住宅の活用	公営住宅および民間住宅への入居を検討	
	雇用の確保	自立支援センターの整備	自立支援センターを整備し、宿泊・食事の提供、生活相談などを実施し、公共職業安定所との連携のもとで職業相談・あっせんを行い、就労による自立を支援	
		能力活用推進事業の検討	仕事の情報収集・提供などを行う能力活用推進事業を検討	
	心身の健康回復	健康相談、健康診断の検討	自立支援センター、緊急一時宿泊施設（シェルター）で健康相談・健康診断の実施を検討	
		医療機関の確保、DOTSの実施	医療機関の確保およびDOTS（結核直接監視下治療）の実施	
	相談・援護	緊急一時宿泊施設（シェルター）の整備	緊急一時的な居住場所としてシェルターを整備し、宿所の提供のほか、生活相談、健康相談などの実施を検討	
		社会福祉事務所における相談、巡回相談	社会福祉事務所におけるホームレスの人の相談窓口のほか、巡回相談を実施	
		一時保護事業	一時的な保護を要するホームレスの人に、宿泊などの援護事業を実施	

	国・愛知県・経済界 との連携および市民 との協働	ホームレスの人の自立を支援する ため、就労、住宅、医療などの面で、 国、愛知県の関係機関、地元経済界 との連携およびNPO、ボランティア との協働を検討	
--	--------------------------------	--	--